

県民の皆様へ感染対策のお願い

福島県新型コロナウイルス感染症重点対策期間 ～自分自身と大切な人の命を守るために～

6月1日(火)～6月30日(水)

基本的な感染対策を徹底しましょう！



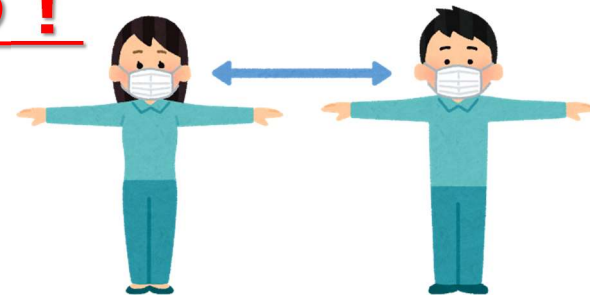
外出・会話時はマスク



こまめな手洗い・消毒



窓を開けるなどこまめに換気



人との間隔は、できるだけ2m
(最低1m) 取りましょう

医療機関に早めの相談・ 受診をお願いします！

発熱などの症状がある場合
には、**かかりつけ医**や近くの
医療機関に**まずは電話でご相談**
ください。

かかりつけ医がない場合はこちら



受診・相談センター(24時間対応)
0120-567-747

飲食は 少人数、短時間、いつも一緒に いる人と お願いします。

外食は、感染対策が
徹底された飲食店で！



第75回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議 次 第

日 時 令和3年6月4日（金）15：00～

場 所 県庁北庁舎2階 危機管理センター

災害対策本部会議室

1 開 会

2 議 事

- (1) 新型コロナウイルス感染者の状況等について
- (2) 新型コロナワクチンの接種状況について
- (3) 福島県新型コロナウイルス重点対策及び会津若松市における新型コロナウイルス感染症集中対策について
- (4) その他

3 閉 会

(配布資料)

- 【資料1】 福島県における新型コロナウイルス感染者の状況等について
- 【資料2】 国内における最近の新規感染者発生状況について
- 【資料3】 新型コロナウイルス感染症対策について
- 【資料4】 福島県内の新型コロナウイルス感染経路の傾向について
- 【資料5】 新型コロナワクチンの接種状況について
- 【資料6－1】 会津若松市の感染状況等と対策について
- 【資料6－2】 福島県新型コロナウイルス感染症重点対策
- 【資料6－3】 福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策（令和3年6月4日改定）

第75回新型コロナウイルス感染症対策本部員会議名簿

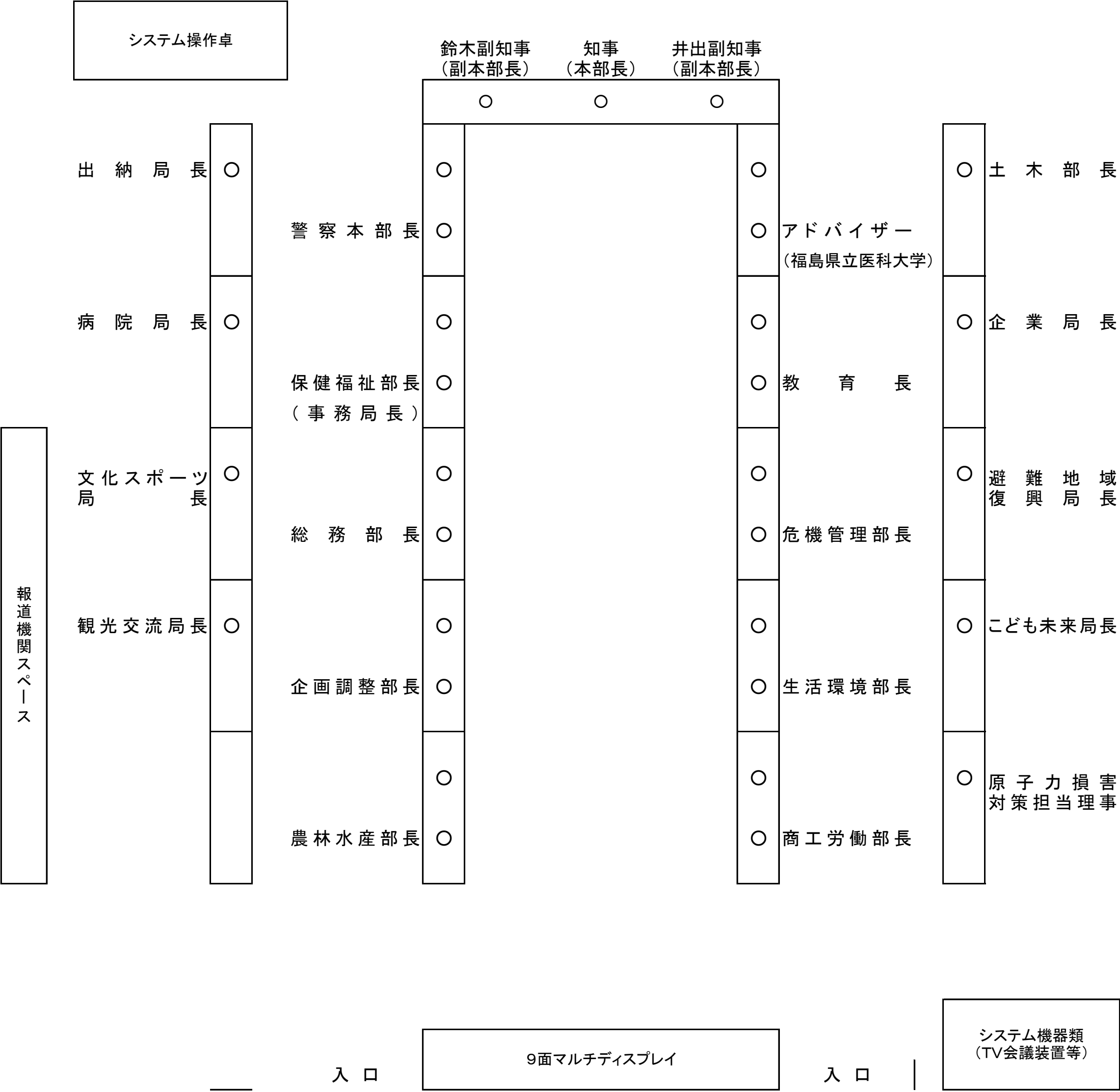
	所属名	職 名	氏 名	備 考
1		知 事	内 堀 雅 雄	
2		副 知 事	鈴 木 正 晃	
3		副 知 事	井 出 孝 利	
4	総 務 部	部 長	戸 田 光 昭	
5	危 機 管 理 部	部 長	大 島 幸 一	
6	企 画 調 整 部	部 長	橘 清 司	
7	避 難 地 域 復 興 局	局 長	守 岡 文 浩	
8	文 化 ス ポ ー ツ 局	局 長	小笠原 敦 子	
9	生 活 環 境 部	部 長	渡 辺 仁	
10	保 健 福 祉 部	部 長	伊 藤 剛	
11	こ ど も 未 来 局	局 長	鈴 木 竜 次	
12	商 工 労 働 部	部 長	安 齋 浩 記	
13	観 光 交 流 局	局 長	國 分 守	
14	農 林 水 産 部	部 長	小 柴 宏 幸	
15	土 木 部	部 長	猪 股 慶 藏	
16	出 納 局	局 長	高 荒 由 幾	
17	原 子 力 損 害 対 策 担 当	理 事	白 石 孝 之	
18	企 業 局	局 長	佐々木 秀 三	
19	病 院 局	局 長	安 達 和 久	
20	教 育 委 員 会	教 育 長	鈴 木 淳 一	
21	警 察 本 部	本 部 長	和 田 薫	
○	福 島 県 感 染 症 対 策 ア ド バ イ ザ ー	県立医科大学教授	金 光 敬 二	

【事務局】

	所属名	職 名	氏 名	備 考
1	新型コロナウイルス感染症 対 策 本 部	事 務 局 次 長	三 浦 爾	
2	新型コロナウイルス感染症 対 策 本 部	総 括 担 当 次 長	菅 野 俊 彦	
3	新型コロナウイルス感染症 対 策 本 部	総 括 班 長	有 我 兼 一	
4	新型コロナウイルス感染症 対 策 本 部	総 括 班 長（兼） 医 療 対 策 班 長	金 成 由美子	
5	新型コロナウイルス感染症 対 策 本 部	医 療 対 策 班 長	玉 川 啓	

第75回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議 座席表

【危機管理センター災害対策本部会議室】



福島県における新型コロナウイルス感染者の状況等について

令和3年6月3日現在

【感染者の状況】

○陽性者数と内訳

陽性者数 4,623人
 (うち死亡者数 149人)

(性別)

男性 2,473人
 女性 2,150人

(年代別)

10歳未満 194人
 10代 415人
 20代 690人
 30代 568人
 40代 674人
 50代 655人
 60代 590人
 70代 393人
 80代 311人
 90歳以上 131人
 その他 2人

○入退院の状況

入院者数(入院予定を含む) 159人
 (うち重症者数 10人)
 宿泊療養施設入所者数 16人
 自宅療養者数 6人
 退院・退所者等数(死亡者含む) 4,442人

【病床等の状況】

確保病床数 496床
 (うち重症者用病床数 49床)
 病床使用率 32.1%
 (うち重症者用病床使用率 20.4%)
 宿泊療養確保室数 204室
 (参考) 宿泊療養確保室数(6/5～) 277室

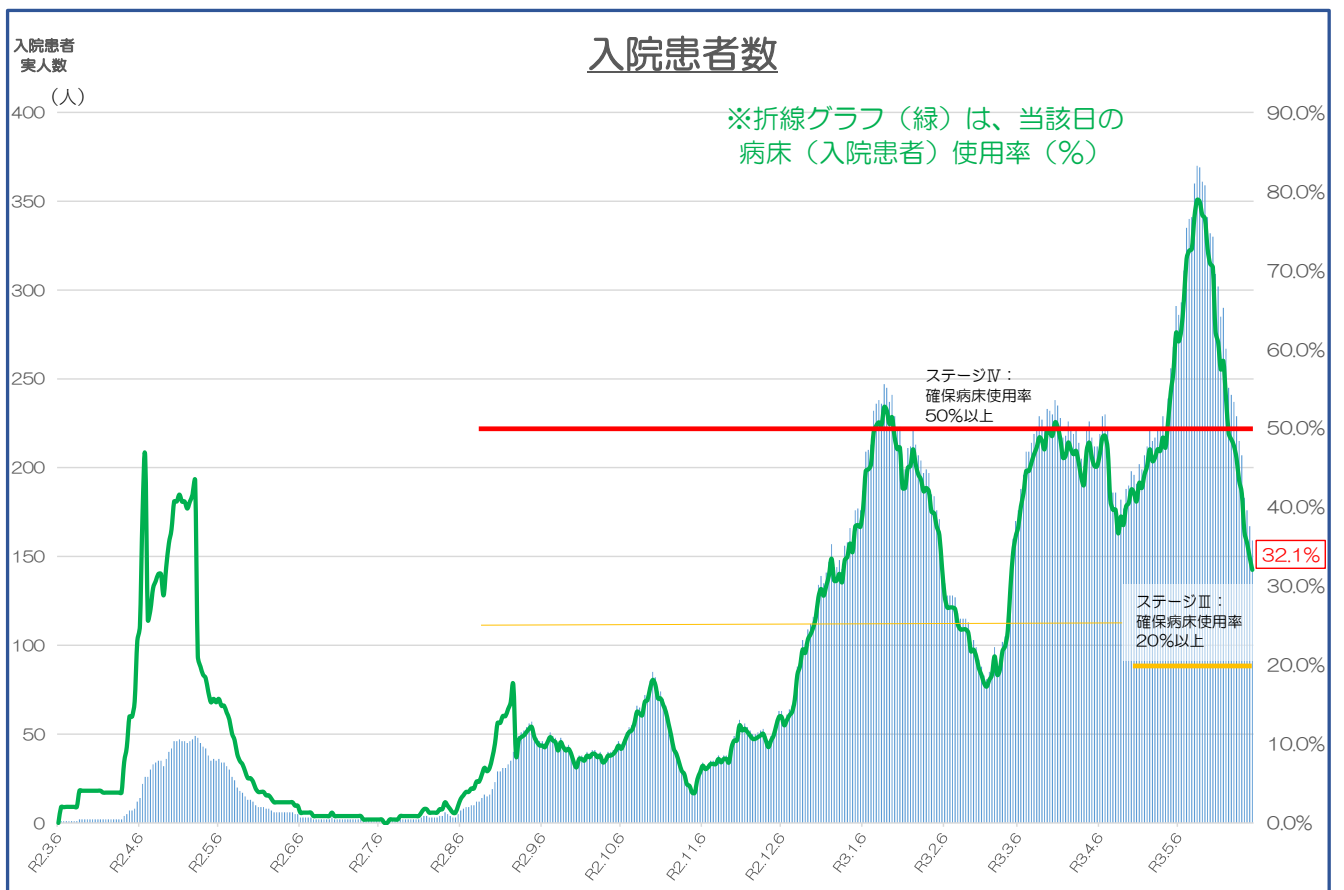
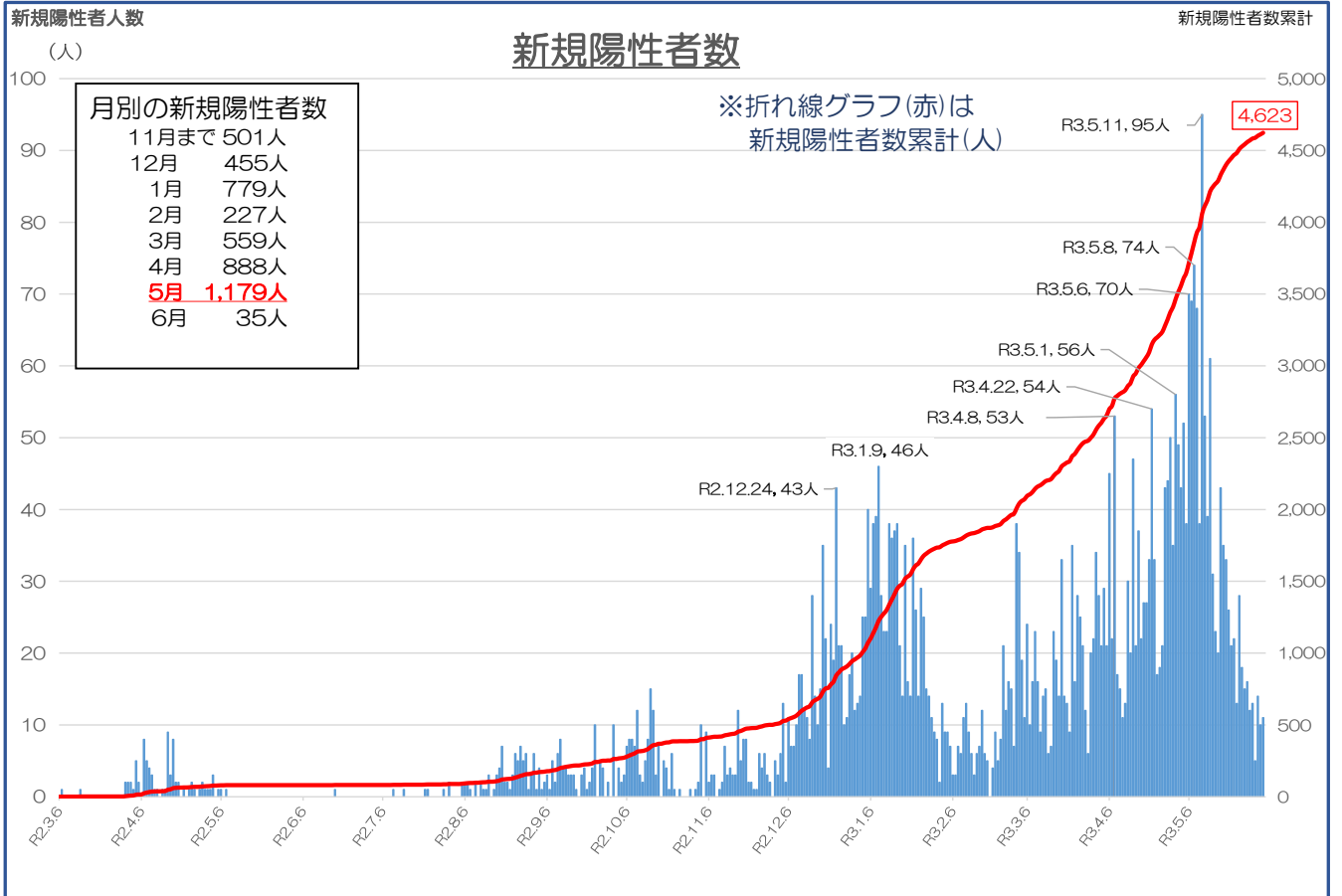
【検査の状況】

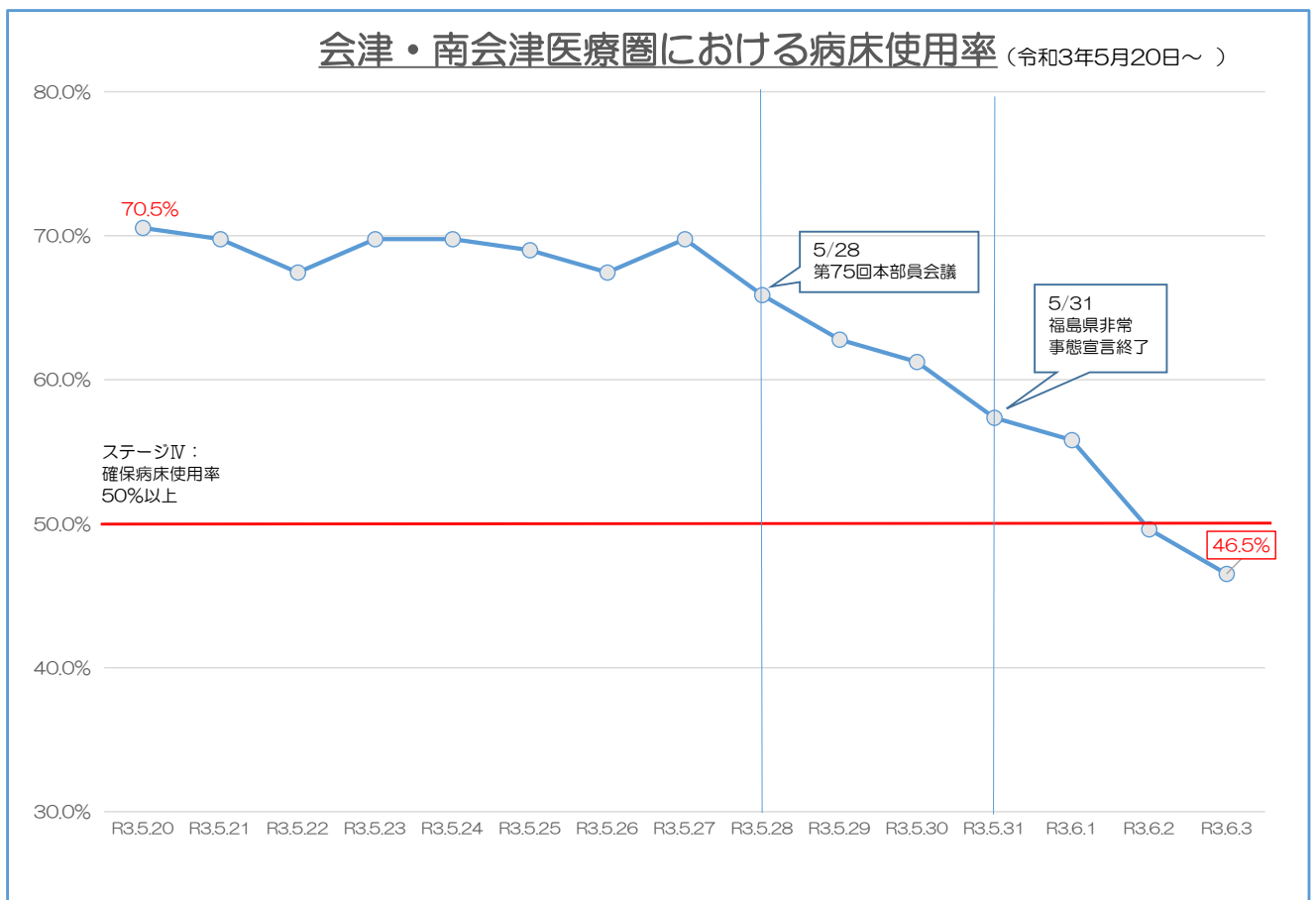
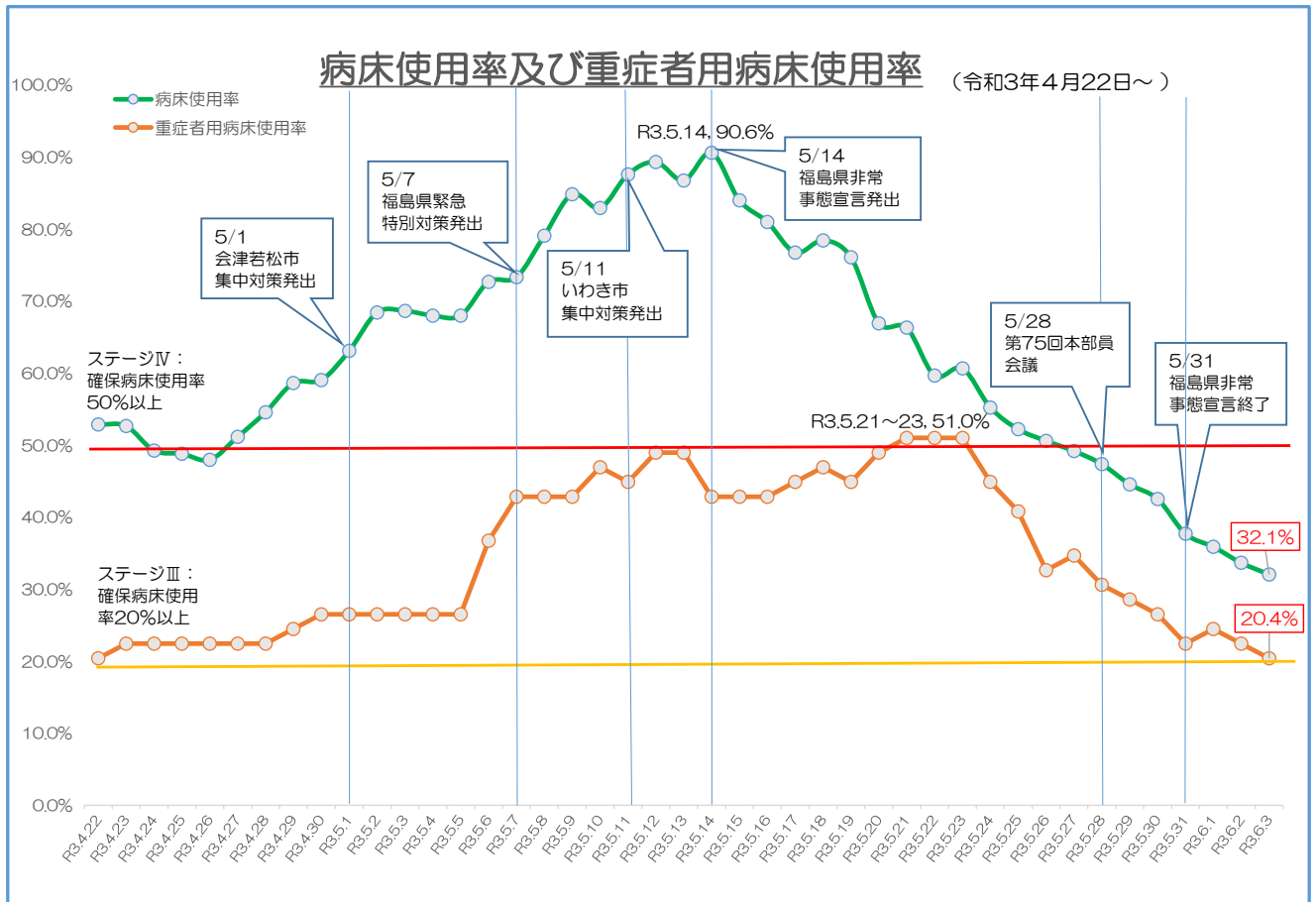
R2/1/26～R3/6/3累計 248,730件
 ※退院のための検査、チャーター機帰国者、クルーズ船乗客等を除く
 (参考)

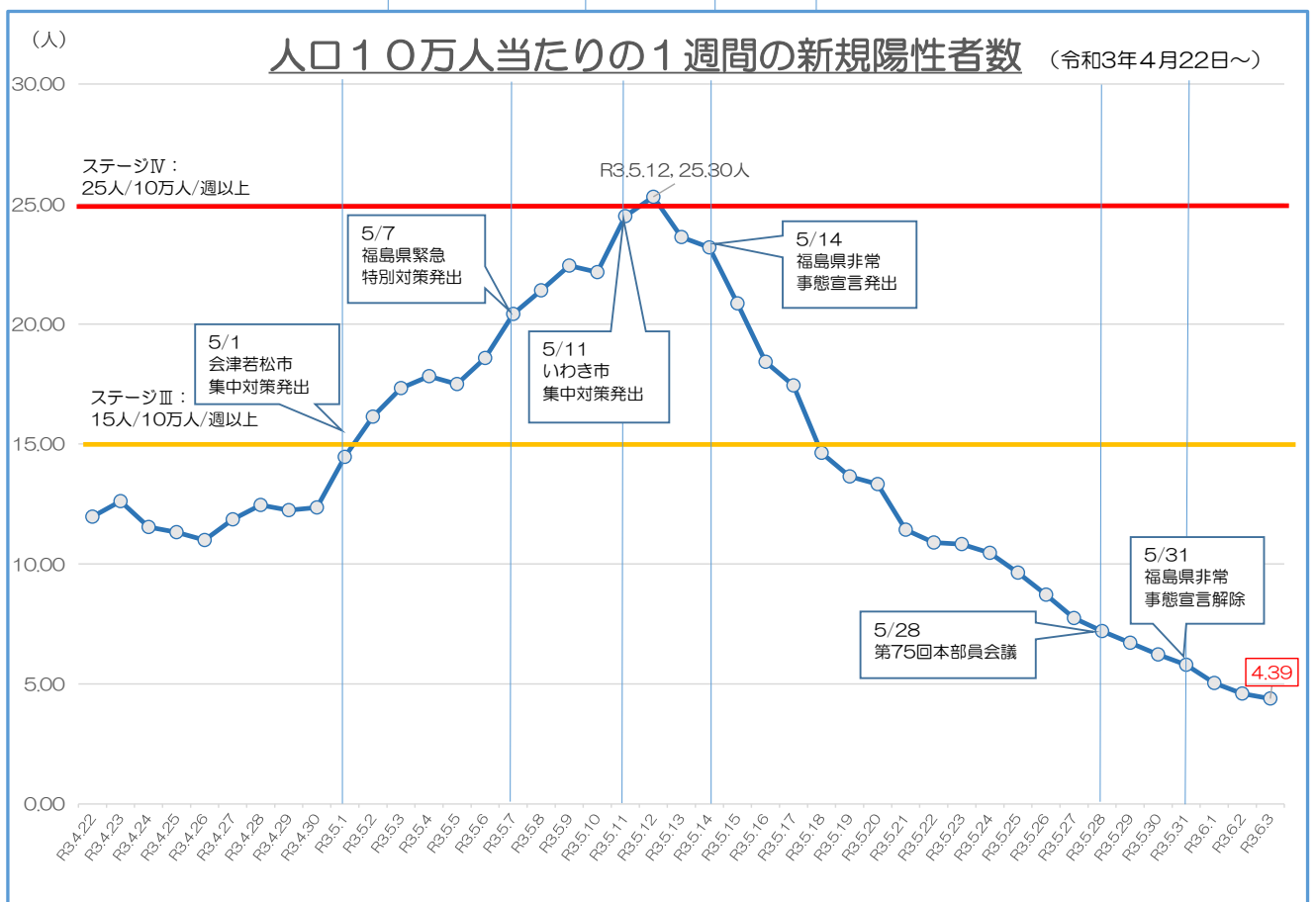
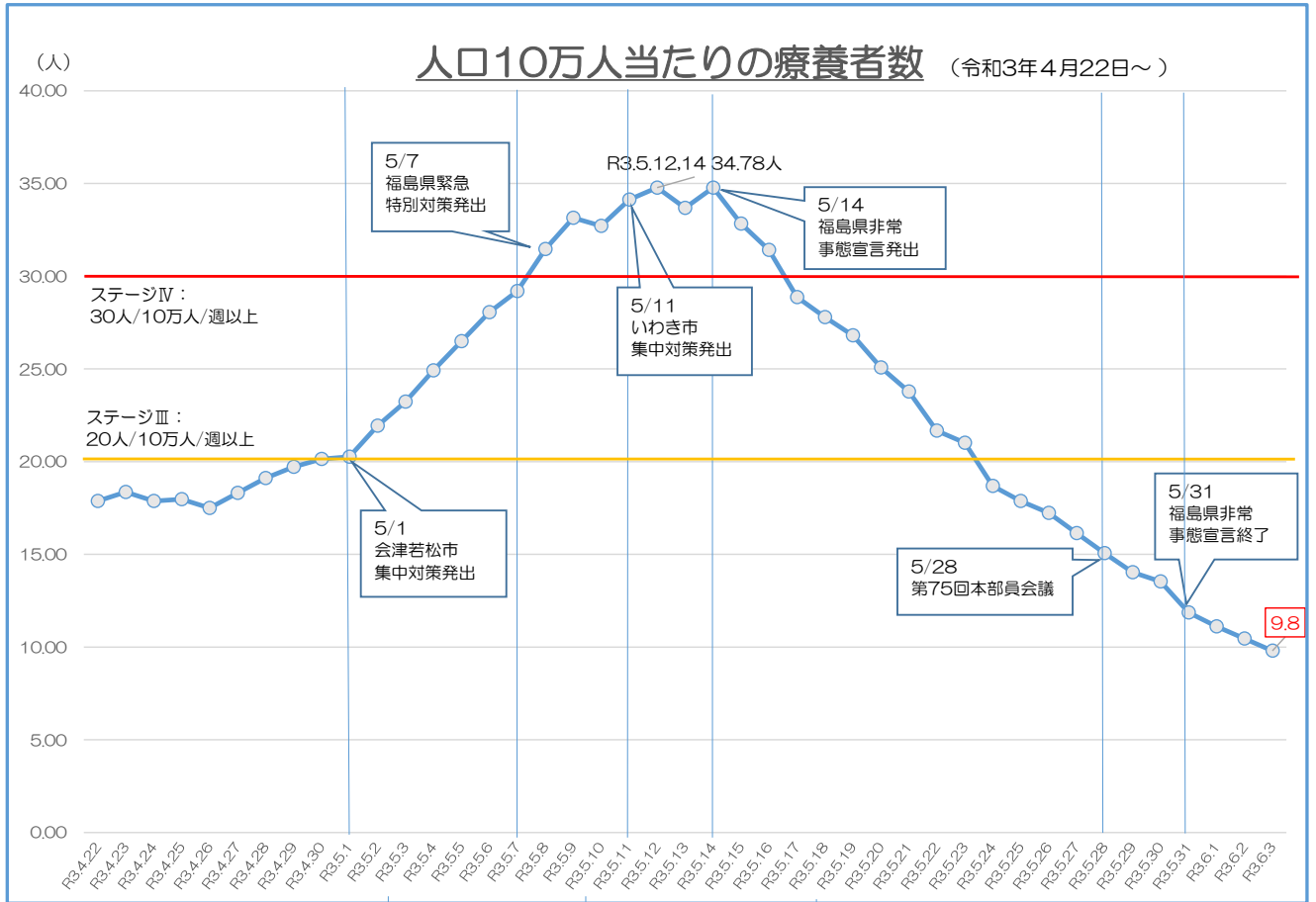
国内の陽性者数 749,064人

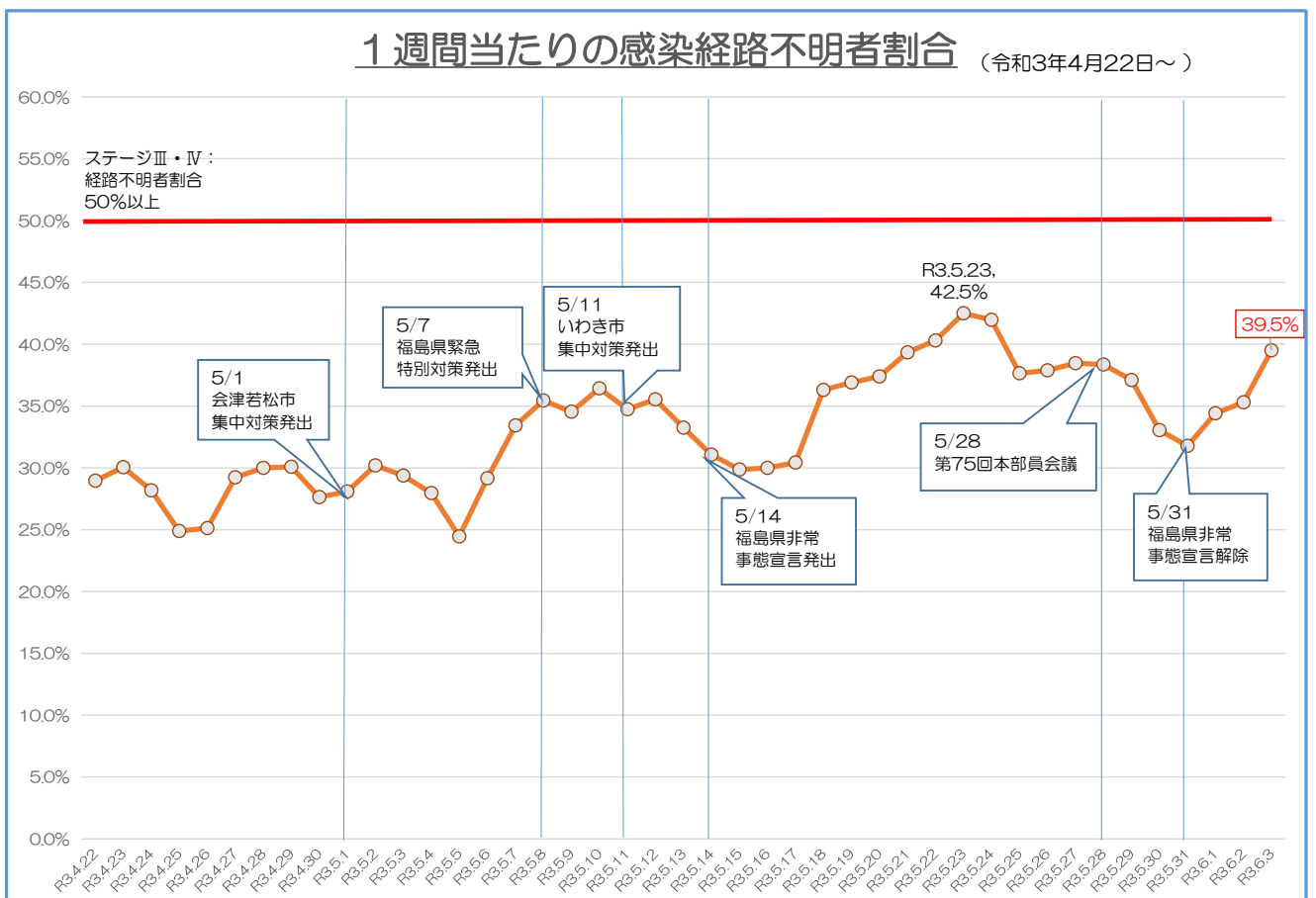
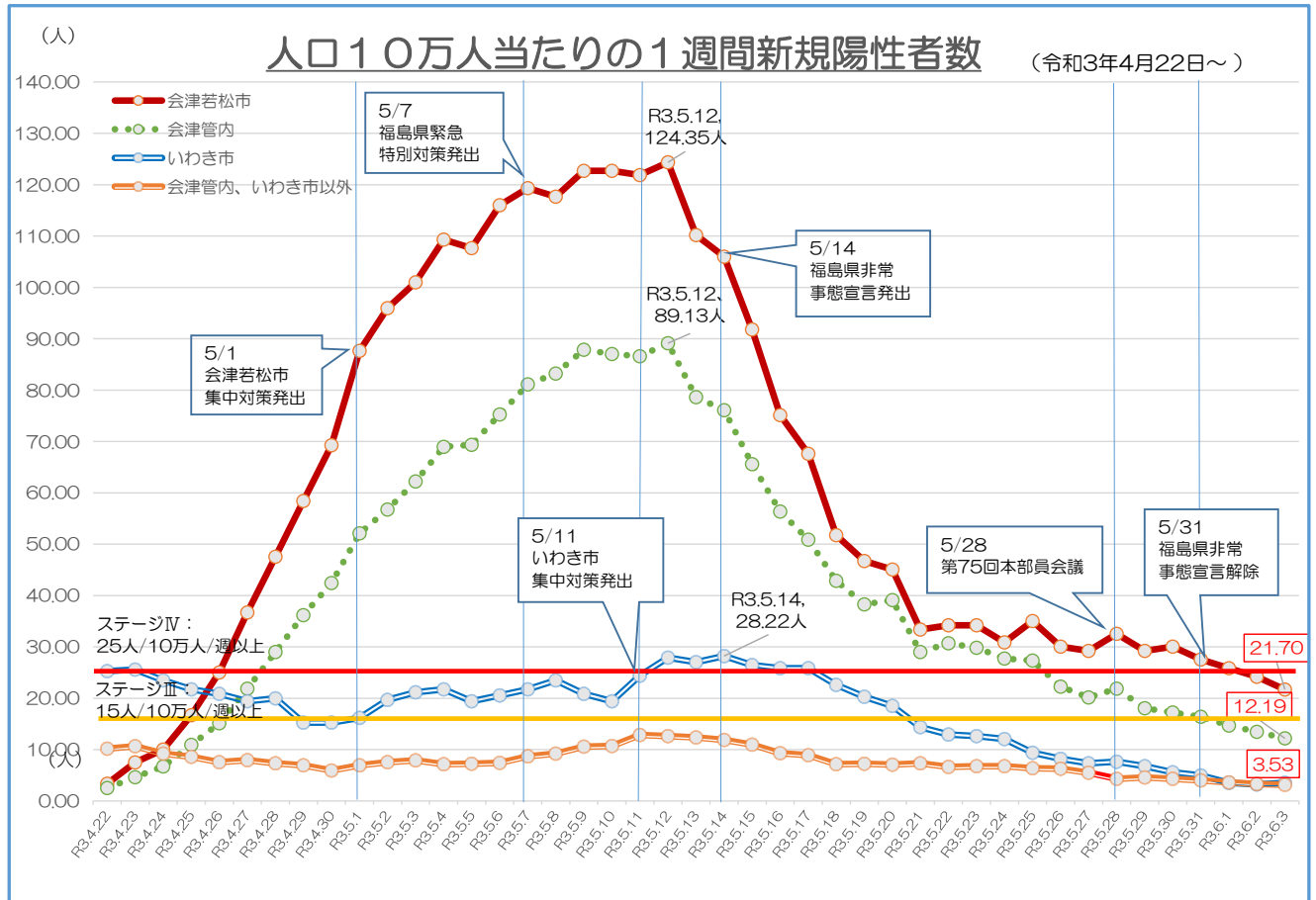
※令和3年6月3日0時時点(厚生労働省情報)

※空港検疫、チャーター便帰国者、クルーズ船乗員・乗客を除く









【参考（政府分科会指標）】
感染状況等に係るモニタリング指標

令和3年6月3日現在

(R3.5.28 ~R3.6.3)

	医療提供体制等の負荷				感染の状況			(参考)
	①病床の逼迫具合			②療養者数 〔10万人当たり ／1週間〕	③PCR 陽性率	④新規陽性者数 〔10万人当たり ／1週間〕	⑤感染経路 不明割合 (1週間)	直近1週間と先 週1週間の比較
	入院医療		重症者用病床					
	確保病床の 使用率	入院率	確保病床の 使用率					
本県の現状 (直近1週間) (5/28~6/3)	※1 32.1% 〔 $\frac{159}{496}$ 床〕	※1 ※3 ※4 〔 87.8% 〕 ※参考値 〔 $\frac{159}{181}$ 人〕	※1 20.4% 〔 $\frac{10}{49}$ 床〕	※1 ※5 9.80人 〔181人〕	※6 0.7% 〔 $\frac{81}{11,336}$ 件〕	※5 4.39人 〔81人〕	※7 39.5% 〔 $\frac{32}{81}$ 人〕	※3 ▲ 62名 〔 $\frac{直近 81}{先週 143}$ 人〕

※カッコ内は福島県の数値

ステージⅢ	20%以上 (94/469床以上)	40%以下 (入院者数/療養者数)	20%以上 (10/49床以上)	20人以上 (370人以上)	5%以上	15人以上 (277人以上)	50%以上	直近1週間が 先週1週間より多い
ステージⅣ	50%以上 (235/469床以上)	25%以下 (入院者数/療養者数)	50%以上 (25/49床以上)	30人以上 (554人以上)	10%以上	25人以上 (462人以上)	50%以上	直近1週間が 先週1週間より多い

- ※1 本県の確保病床使用数には、入院予定を含む。
- ※2 療養者数は、入院者及び自宅・宿泊療養者等を含めた数をいう。
- ※3 入院率とは、療養者数に対する入院者数の割合をいう（入院者数/療養者数）
- ※4 入院率の指標については、療養者数が人口10万人あたり10人以上の場合に適用する。
また、新規陽性者数が、発生届が届け出られた翌日までに療養場所の種別が決定され、かつ入院が必要な者が同日までに入院している場合には、入院率を適用しない。
- ※5 人口については、国推計人口「都道府県、男女別人口及び人口性比―総人口、日本人人口(2019年10月1日現在)」により算定（1,846千人）。
- ※6 PCR陽性率のうち、陽性者には抗原検査による判明者を含む。
- ※7 感染経路不明割合のうち、経路不明には調査中（県外感染疑いを含む）を含む。

【相談対応の状況】（令和3年6月3日現在）

○新型コロナウイルス感染症相談専用ダイヤル（コールセンター）相談件数

（参考）保健所の対応件数

令和2年	1/29～2/29	568
	3/1～3/31	814
	4/1～4/30	5,057
	5/1～5/31	1,909
	6/1～6/30	600
	7/1～7/31	854
	8/1～8/31	1,187
	9/1～9/30	821
	10/1～10/31	776
	11/1～11/30	652
	12/1～12/31	1,629
令和3年	1/1～1/31	1,414
	2/1～2/28	538
	3/1～3/31	742
	4/1～4/30	1,438
	5/1～5/31	1,894
	6/1～6/3	117
計		21,010

（単位：件）

令和2年	1/29～2/29	1,749
	3/1～3/31	2,953
	4/1～4/30	11,959
	5/1～5/31	2,968
	6/1～6/30	1,325
	7/1～7/31	1,865
	8/1～8/31	2,475
	9/1～9/30	2,081
	10/1～10/31	2,176
	11/1～11/30	1,325
	12/1～12/31	2,979
令和3年	1/1～1/31	2,398
	2/1～2/28	1,098
	3/1～3/31	1,468
	4/1～4/30	2,950
	5/1～5/31	1,294
	6/1～6/3	59
計		43,122

（単位：件）

○受診・相談センター（県内9か所）相談件数

令和2年	1/29～2/29	343
	3/1～3/31	1,712
	4/1～4/30	10,987
	5/1～5/31	6,949
	6/1～6/30	5,083
	7/1～7/31	4,727
	8/1～8/31	6,920
	9/1～9/30	5,434
	10/1～10/31	6,566
	11/1～11/30	6,513
	12/1～12/31	7,635
令和3年	1/1～1/31	8,316
	2/1～2/28	4,101
	3/1～3/31	6,198
	4/1～4/30	7,755
	5/1～5/31	8,591
	6/1～6/3	453
計		98,283

（単位：件）

○時短要請相談センター相談件数

（1）会津若松市（5/2～5/31）

令和3年	5/2～5/6	84
	5/7～5/13	47
	5/14～5/18	75
	5/19～5/27	29
	5/28～5/31	28
計		263

（2）いわき市（5/12～5/31）

令和3年	5/12～13	187
	5/14～5/18	79
	5/19～5/27	60
	5/28～5/31	55
計		381

（3）その他市町村（5/13～5/31）

令和3年	5/13	64
	5/14～5/18	717
	5/19～5/27	447
	5/28～5/31	170
計		1,398

（単位：件）

※令和2年10月までは帰国者・接触者相談センター

R3.6.4

国内における最近の新規感染者発生状況について

都道府県別新規感染者数（上位 5 都道府県）

（単位：人）

順位	都道府県名	5/28～6/3の 新規感染者数 (直近1週間)	左記10万人当たり 新規感染者数	(参考) 5/4～6/3までの 新規感染者数
1	東京都	3,327	23.90	20,708
2	北海道	2,303	43.87	14,041
3	愛知県	2,060	27.28	13,686
4	沖縄県	1,825	125.60	5,137
5	神奈川県	1,482	16.11	7,834
33	福島県	81	4.39	1,067
	全国計	20,445		145,811

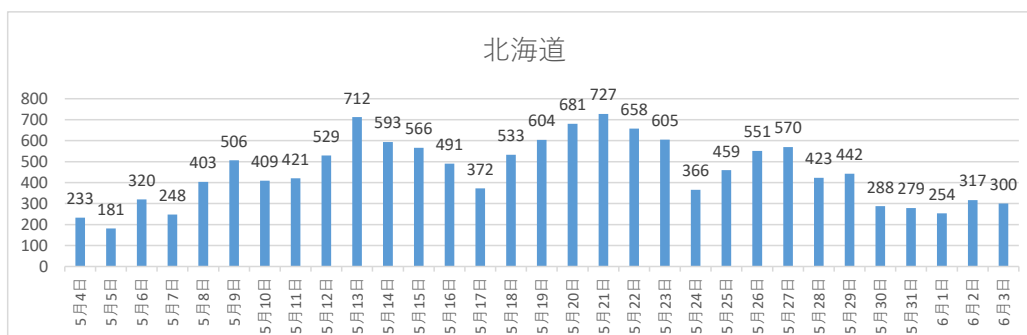
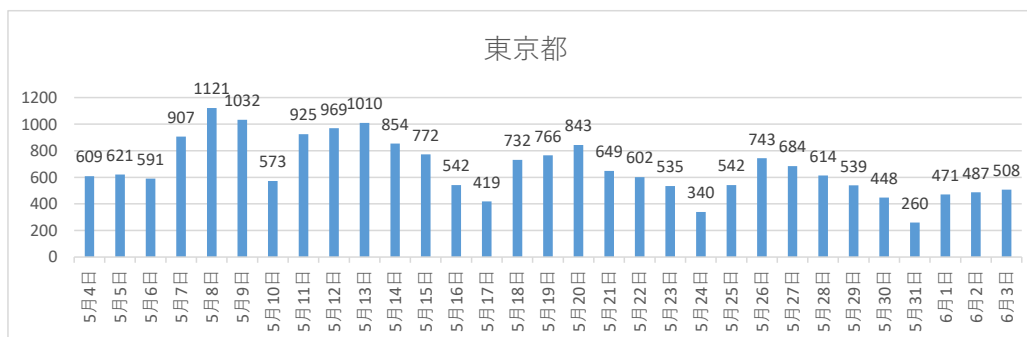
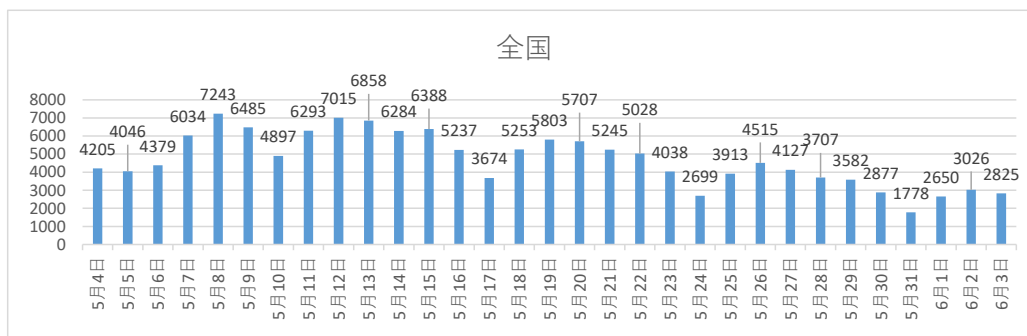
※国緊急事態宣言の発出（期間）

4/25～6/20：東京都、京都府、大阪府、兵庫県

5/12～6/20：愛知県、福岡県

5/16～6/20：北海道、岡山県、広島県

5/23～6/20：沖縄県



新型コロナウイルス感染症対策について

1 基本方針に基づく対応状況（継続中の取組及び前回本部員会議以降に実施した取組の概要）

※ 太枠: 前回の本部員会議以降に実施した取組

(1) 情報提供・共有

1		・新聞の県政広報及びテレビ・ラジオによる県政番組やスポットCM、県公式ツイッターなどにより、マスク着用や手洗いなどの感染予防対策、「新しい生活様式」に関する広報等について発信	対策本部、総務部
2		・県ホームページのトップページからのリンクに知事メッセージ及びコロナウイルス関連情報を掲載	対策本部、総務部
3		・県内の検査結果状況等をホームページ上で毎日更新	対策本部、総務部
4		・県内の感染発生概要等についてホームページに記載	対策本部、総務部
5		・陽性患者発生時等における臨時会見動画の配信、手話付き動画の作成配信	総務部
6	R2/6/1～	・人が集まり混雑が見込まれる海岸に設置していた「立ち入り自粛」の看板を「3つの密を避けましょう」の看板へ変更	土木部
7	R2/6/19～	・ピクトグラムにより「新しい生活様式」の実践例を示したポスター・チラシを作成・配布するとともに、事業者等が実践ポスターを簡単に作成できる特設サイトを開設	対策本部、総務部
8	R2/7/20～	・県のホームページに、各都道府県の感染症の発生状況が参照できるページを開設	対策本部、総務部
9	R2/9/3	・新型コロナウイルス感染症拡大防止啓発動画「THE NEW NORMAL FUKUSHIMA～福島 己を知る～」の完成発表	観光交流局
10	R2/9/30～	・『新しい生活様式』福島県周知ポスター・チラシの無料配布を開始	対策本部、総務部
11	R2/11/6～	・新型コロナウイルス感染症に関する検査体制や相談窓口等の情報を掲載した外国人住民向けの専用ページを開設	対策本部、総務部
12	R2/12/1～	・やさしい日本語や英語による「新しい生活様式」や上記の電話相談窓口を記載したカードを作成し、外国人を雇用する企業や留学生が在籍する学校、外国人コミュニティなどに配布。	生活環境部
13	R3/2/12	・新型コロナワクチンに便乗した詐欺についての注意喚起を県ホームページに掲載。	生活環境部
14	R3/4/21	・新型コロナウイルス感染症に関する支援制度ガイドブック(第15版)を作成	対策本部
15	R3/6/1～ R3/6/30	・不要不急の外出及び往来自粛を促すため、県内80箇所の道路情報板に下記の内容を表示。 ①会津若松市内 「不要不急の外出は自粛ください」を表示(R3/6/1～R3/6/7 R3/6/8以降は②と同様の表示とする。) ②会津若松市内以外 「感染拡大地域との往来は自粛を」を表示(R3/6/1～R3/6/30)	土木部

(2) サーベイランス・情報収集

16		・感染症法に基づく患者発生状況の把握と積極的疫学調査の実施 ※ 相談体制については、(4)の1)相談体制に記載 ※ 検査体制については、(4)の3)検査体制に記載	対策本部、保健福祉部
----	--	---	------------

(3) まん延防止

1) 感染拡大防止対策等

		①全般的な取組	
17	R2/6/17	・接待を伴う飲食店等の関係団体が定めた感染拡大予防ガイドライン等を公表	対策本部、危機管理部
18	R2/7/16	・全国的又は大規模イベントの開催に伴う事前相談の受付を開始	対策本部
19	R2/9/11	・「福島県飲食業等における新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドライン」に基づく感染防止対策が実施されている飲食店等に対してステッカーを配布することで、県民に対する正しい情報提供を図り、飲食店等の自主的な感染防止対策の実施を推進する。	保健福祉部

20	R2/10/23	・ 県外旅行ツアーでの感染事案発生を受け、県内旅行業者及び宿泊事業者に対し、「感染防止対策の徹底について(依頼)」を発出し、観光庁事務連絡の周知と併せ、感染防止対策の徹底を働きかけた。	観光交流局
21	R2/11/19	・ 県有施設における大規模イベント等の取扱いを公表	対策本部、危機管理部
22	R2/11/20	・ 市町村観光主管課、福島県観光物産交流協会、県内旅行業者、福島県旅行業協会に対し、「GoToトラベルにおける感染防止対策の強化について(通知)」を発出し、本県における取扱いについて周知及び周知依頼を実施した。(内容:バス車内での飲食禁止、飲食について現時点で人数制限なし)	観光交流局
23	R2/12/9	・ 庁内各部局、各市町村等に対し、「飲食店などにおける業種別ガイドラインの周知及び遵守の徹底について(通知)」を発出し、関係団体に対して業種別ガイドラインの改正内容の確認と遵守の徹底について周知依頼を実施	対策本部
24	R2/12/11	・ 新型コロナウイルス感染症の全国的な拡大や福島市内の飲食店のクラスター発生を踏まえ、県が実施している「飲食店応援前払利用券」の参加店舗に対して、商工会連合会等を通じて感染拡大防止対策の徹底を改めて通知した。	商工労働部
25	R2/12/14～	・ 感染防止対策取組ステッカーの配布施設に対する現地調査を先行して福島市内で実施。	保健福祉部
26	R3/2/15～	高齢者施設・障がい者(児)施設において、感染防止対策の再確認とチェックリストに基づく自主点検を依頼し、保健師等の訪問による助言指導を実施。	保健福祉部
27	R3/2/26～	・ 福島市、郡山市、いわき市及び会津若松市の繁華街の飲食店を対象としたガイドラインの実施状況を確認。	保健福祉部
28	R3/3/1	・ 高齢者施設でのクラスター発生を踏まえ、職員一人一人がチェックリストに基づく自主点検を実施することや感染症発生時のシミュレーションを確認することなど改めて感染防止対策の徹底を依頼。	保健福祉部
29	R3/3/2	・ 市町村向け新型コロナウイルス感染症に係る予防接種実施計画作成支援マニュアル(Ver1.0)を市町村・関係団体へ配布	対策本部
30	R3/3/3	・ 医療機関でのクラスター発生を踏まえ、医療機関に対して、院内感染対策の徹底を依頼。	保健福祉部
31	R3/4/8	・ 感染防止対策取組ステッカー配布済飲食店を調査し、適切な感染防止対策を確認した店舗に認定ステッカーを交付する「ふくしま感染防止対策認定店」制度を開始	保健福祉部
32	R3/5/10～	・ 感染拡大地域における入所系の高齢者施設等の従事者に対するPCR検査を実施。	対策本部
33	R3/5/28	・ 福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策を改定	対策本部
34	R3/5/28	・ 会津若松市における感染拡大防止に向けた協力要請(6月1日～6月7日) ①事業者への営業時間短縮の要請 ②市民への不要不急の外出自粛	対策本部
35	R3/6/1～	・ 夜間の営業時間を短縮した飲食店等に対する、会津若松市時短協力金(要請期間5月3日～5月31日)、いわき市時短協力金(要請期間5月13日～5月31日)、全県版時短協力金(要請期間5月15日～5月31日)の申請受付開始(令和3年7月30日まで)	商工労働部
36	R3/6/1～	・ 売上げの減少した中小事業者に対する一時金(本県版一時金第2弾)の申請受付開始(令和3年7月30日まで)	商工労働部
37	R3/6/1～ R3/6/7	・ 「福島県新型コロナウイルス感染症非常事態宣言」の解除に伴い6月1日から感染リスクの高い学習活動(部活動)を徐々に実施、6月8日以降は宿泊を伴う学校行事等を再開	教育庁
38	R3/6/1～ R3/6/7	・ 「会津若松市における新型コロナウイルス感染症集中対策」を踏まえた、南会津地区を除く会津地区の県立学校の宿泊を伴う学校行事や感染リスクの高い学習活動の停止等	教育庁

39	②医療機関等へのマスク・消毒液等の配付(令和3年5月31日現在)		対策本部、保健福祉部、こども未来局
	i)医療機関に対する主な医療資材の配付状況 ・マスク 累計 5,211,127枚 ・フェイスシールド 累計 749,352枚 ・医療用ガウン 累計 1,935,557枚 ii)福祉施設に対するマスク・消毒液の配付状況 ・保護施設 (マスク)累計 88,500枚 (消毒液)累計 129リットル ・高齢者施設等 (マスク)累計 1,109,822枚 (消毒液)累計 5,555リットル ・障がい者支援施設 (マスク)累計 556,850枚 (消毒液)累計 12,208リットル ・こども園・保育所等 (マスク)累計 145,700枚 (消毒液)累計 4,218リットル ・児童養護施設等 (マスク)累計 598,100枚 (消毒液)累計 8,490リットル		

(4)医療等

1)相談体制

40	R2/2/18	・新型コロナウイルスに関する心のケアについての、精神保健福祉センターにて相談を受ける体制を整備	対策本部、保健福祉部
41		・外国人住民が帰国者接触者相談センター等に相談する際、3者同時通話(電話)による通訳支援を実施(英語中国語タガログ語ポルトガル語韓国語ベトナム語に対応)	対策本部、保健福祉部
42	R2/5/25	・新型コロナウイルス感染症相談専用ダイヤル(コールセンター)等の回線数を増設。 ・相談専用ダイヤル(コールセンター):5回線 ・帰国者・接触者相談センター ・15回線 ※9:00～9:20は4回線	対策本部、保健福祉部
43	R2/11/1～	・「帰国者・接触者相談センター」を、インフルエンザ流行に備えた体制整備のため、「受診・相談センター」に名称変更	対策本部、保健福祉部
44	R2/12/1～	・外国人住民からの相談等に応じる相談支援員として保健師を配置。企業や学校、外国人コミュニティを訪問し、新型コロナウイルス感染症についての情報提供や「新しい生活様式」の啓発等を行うほか、新型コロナウイルス感染症の不安解消や生活面での助言を行う。	生活環境部
45	R3/1/18～	・19言語対応の外国人住民向け電話相談窓口をLINE通話でも活用できるように拡充・整備。	生活環境部
46	R3/4/28～	・受診・相談センターへの電話、通訳支援を行うほか、相談支援員(保健師)が相談対応や助言を実施する外国人住民向け電話相談窓口について、ヒンディー語を加えた20言語対応に拡充。(保健師の助言等は平日9:00～17:00)	生活環境部

2)外来医療提供体制

47	R3/1/13～	・県内の地域外来の設置数23(うち県委託17)	対策本部
48	R3/2/24～	・県内の帰国者・接触者外来の設置数48	対策本部
49	R3/5/21～	・発熱患者等の診療または検査を行う「診療・検査医療機関」として、484機関を指定	対策本部

3)検査体制

50	R2/9/1～	・妊婦に対するPCR検査への助成開始	こども未来局
51	R3/4/23～	・県内の一日あたりのPCR検査能力は通常時で6,000検体	対策本部、保健福祉部
52	R3/5/21～	・新型コロナウイルス感染症の検査を実施する一般の診療所等と県等が、県医師会を代理人として9月8日に締結した、保険診療の患者負担金に係る集合契約施設、及びこれまでに個別に契約した医療機関が544となった	保健福祉部

4) 病床等確保と入院患者受入体制

53	R2/4/1～	・ 県立医大医師を患者搬送コーディネーターに委嘱。新型コロナウイルス感染者の病院への移送、受入について、対策本部と協力して調整を実施	対策本部、保健福祉部
54	R2/4/7～	・ 対策本部内にDMAT班を設け、新型コロナウイルス感染者受け入れ施設の調整や受け入れ施設における医療従事者向けの対応マニュアル作成などを実施	対策本部、保健福祉部
55	R2/5/26	・ 医療機関における感染症拡大防止のため、感染症管理認定看護師等を派遣する感染症拡大防止専門家派遣事業を運用開始	対策本部、保健福祉部
56	R2/8/27	・ 病床確保計画に基づく病床等を確保 入院患者:最大病床数469床(計画上350床) 宿泊療養者:最大室数160室(計画上160室)	対策本部、保健福祉部
57	R3/5/7	・ 県内の感染拡大状況を踏まえ、即応病床を391から456に拡大	対策本部、保健福祉部
58	R3/5/20	・ 県内の感染拡大状況を踏まえ、確保病床を469から496に拡大するとともに、即応病床についても456から496に拡大	対策本部、保健福祉部
59	R3/6/5	・ 郡山市内の軽症者等宿泊療養施設について、新たなホテルを確保し、60室から133室に拡大 ※既存の東横INN福島駅西口(60室)、いわきプリンスホテル(60室)、会津若松市内のホテル(24室)と合わせて204室から277室に拡大	対策本部、保健福祉部

5) 患者受入・移送体制

60	R2/6/11	・ 新型コロナウイルス感染患者の移送に関して、今後の感染拡大を想定し、全県統一して広域的・安定的な移送体制を確保するため、県内の全9保健所と全12消防機関とが包括的な協定を締結	対策本部、保健福祉部
----	---------	--	------------

6) 医療人材の確保

61	R2/5/26	・ [再掲]医療機関における感染症拡大防止のため、感染症管理認定看護師等を派遣する感染症拡大防止専門家派遣事業を運用開始	対策本部、保健福祉部
----	---------	--	------------

7) 診療情報の共有

62	R2/4/30	・ 「キビタンケアネット」による新型コロナウイルス感染患者の入退院状況等の共有を開始	対策本部、保健福祉部
63	R2/5/14	・ 「キビタン健康ネット」による新型コロナウイルス感染患者の診療情報共有(特例包括対応)の運用を開始	対策本部、保健福祉部

(5) 経済・産業・雇用対策

①企業への経営支援等

64	R2/3/5	・ 県中小企業制度資金「新型コロナウイルス対策特別資金」を創設し、資金繰り支援を強化	商工労働部
65	R2/7/9～	・ 活力ある商店街支援事業(新型コロナウイルス対応)を実施 (新型コロナウイルス感染症の影響により、新たな店舗が必要になったり、新しい生活様式に対応するための店舗拡大などに商店街の空き店舗を活用した場合にその取組に係る賃借料の一部を補助)	商工労働部
66	R3/3/8	・ 新型コロナウイルス感染症の影響により大幅に売上げが落ち込んでいる飲食店の事業継続を支援する飲食店応援前払利用券発行支援事業を実施(販売期間、利用期限等を令和3年6月まで延長)	商工労働部
67	R3/3/24	・ 新型コロナウイルス感染症対策特別資金(有利子型)の取扱期間の延長(令和3年6月30日保証申込受付、令和3年7月31日融資実行分まで)	商工労働部

②世帯への貸付制度等

68	R2/3/25	・ 新型コロナウイルス感染症発生の影響による休業や失業等により、一時的に収入が減少した世帯を対象に、生活福祉資金貸付制度の福祉資金(緊急小口資金)及び総合支援資金(生活支援費)について特例貸付の受付を開始	保健福祉部
69	R2/4/20～	・ 生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金について、支給対象を拡充し、住居を失うおそれが生じている方への支援を拡大	保健福祉部

③相談体制

70	R2/1/29	・ 商工団体などの関係機関が開設した相談窓口における事業者の経営相談に連携協力。(県内各商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会、よろず支援拠点、日本政策金融公庫、商工中金、信用保証協会が窓口を設置。)	商工労働部
71	常設	・ 福島県中小企業労働相談所(雇用労政課内)にて、雇用関係の各種相談に対応	商工労働部

72	R2/3/3	・ 県との災害対策協定に基づき、社会保険労務士会内に電話相談ホットラインを開設	商工労働部
73	R2/2/14～	・ 福島労働局が開設した特別労働相談室と連携	商工労働部
74	常設	・ 東京及び県内8カ所に設置する県就職相談窓口において、学生及び求職者の活動を支援	商工労働部
④農林漁業者への対応等			
75	R2/4/21	・ 新型コロナウイルス感染症対策に関する農林水産分野の県相談窓口を本庁及び出先機関に設置	農林水産部
76	R2/4/21	・ 「新型コロナウイルス感染症対策に関する農林水産分野支援等情報」を県ホームページで定期的に更新	農林水産部
77	R3/4/1～	・ 新型コロナウイルス感染症の影響で、中食・外食向け米の販売量が減少し、前年に比べ民間の米の在庫量が増加することに伴い、令和2年産米に続き、令和3年産米の価格下落が懸念されていることから、令和3年産の主食用米を飼料用米等の非主食用米への作付の転換を推進する。	農林水産部

(6)その他重要な留意事項

1)人権等への配慮

78	常設	・ 児童生徒に対するスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによるカウンセリング等や「ふくしま24時間子どもSOS」や「ふくしま子どもLINE相談」等の相談窓口を活用	教育庁
79	R2/4/17～	・ 陽性患者やその関係者に加え、医療従事者などへの差別や偏見をしないよう呼びかけ	対策本部
80	R2/9/9	・ 新型コロナウイルス感染症に関する誹謗中傷等被害の電話相談窓口を設置	対策本部
81	R2/10/7	・ インターネット、新聞、テレビ、ラジオ等各種メディアを活用し、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う誹謗中傷を防止するための啓発事業を実施。	生活環境部

2)緊急事態宣言後の取組み

82	R3/5/28	・ [再掲]福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策を改定	対策本部
----	---------	-------------------------------	------

3)社会機能の維持と県民生活・県民経済の安定

83	R3/5/28	・ [再掲]福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策を改定	対策本部
----	---------	-------------------------------	------

2 各部局の取組

(継続中の取組及び前回本部員会議以降に実施した取組の概要)

※ 太枠：前回本部員会議以降に実施した取組

◆ 総務部

- 新型コロナウイルス感染防止に向けたリスク対応として、福島県非常事態宣言の解除及び福島県新型コロナウイルス感染症重点対策を踏まえ、以下の内容を各所属に通知（R3/5/31）
 - ・ 緊急事態措置区域等への往来自粛
 - ・ 在宅勤務等の積極的な活用
 - ・ 職員の健康管理の徹底とサービスの取扱い
 - ・ 職務外での感染防止

◆ 企画調整部

- 「都道府県・指定都市と総務省とのホットライン」（都道府県・指定都市と総務省との間で情報共有を図る仕組み）に、県の現状・対策、具体的な課題、政府への要望事項を報告

◆ 保健福祉部

- 高齢者等施設等で働く介護職員が感染し、出勤が困難となった際のサービス提供継続に資するため、「高齢者等施設等への応援職員派遣支援事業」を立ち上げ、県老人福祉施設協議会へ委託

◆ 観光交流局

- 福島空港利用者がサーモグラフィで自己検温できる体制を整備（出発、到着とも対応可）
- 浄土平レストハウス、天鏡閣、福島県観光物産館、日本橋ふくしま館、くろがね小屋利用者がサーモグラフィで自己検温できる体制を整備
- 観光庁の補助制度を活用した、宿泊事業者が実施する感染拡大防止対策等の取組への補助制度「宿泊事業者感染防止対策等緊急支援事業」の立ち上げ（R3/5/21 令和3年度第5号補正専決処分）

◆ 土木部

(1) 県有施設関係

- 相馬港及び小名浜港において、緊急事態宣言解除に伴い、釣り施設の利用自粛及び緑地内の公園にある遊具の利用を禁止するための看板を「3つの密を避けましょう」の掲示に変更（R2/5/22～）

(2) その他

- 福島空港に就航する国内定期及びチャーター便の航空機使用者を対象に、令和2年度及び令和3年度分に係る空港使用料の全額減免を行うこととした。（令和2年9月議会福島空港条例改正）

- 県営住宅入居者のうち、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、転職、退職等により、収入が著しく減少した入居者又は現状の家賃が支払うことが困難であると認められる入居者の家賃を減免・徴収猶予
- 新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、解雇等により住居から退去を余儀なくされた方に、県営住宅の空き住戸を一時提供
使用期間：原則 6 ヶ月
使用料：一時提供する住戸で定められた最低家賃の 1/2 の額
- 発注者支援業務等で県出先事務所に常駐している担当者のテレワーク活用を可能にし、関係団体に情報提供した。(R2/12/23)

◆ 出納局

- 物品購入(修繕)競争入札参加資格の申請方法について、申請書を持参する取扱のところをすべての事業者に対して郵送を可とした(R2/4/6～)

◆ 教育庁

- 県立学校や県立図書館、美術館などの社会教育施設等における感染拡大防止の取組の徹底

◆ 企業局

- 工業用水道施設における感染防止対策の取組徹底（消毒液の設置、来庁者のマスク着用の徹底、関係者以外の立入制限など）
- 工業用水道料金の支払いについて、支払いに支障が生じている使用者の申請に基づき、令和 2 年 4 月分から最長 3 カ月間猶予

◆ 病院局

(1) 県立病院

- 感染が疑われる患者が来院した場合には、入り口や動線を区分し、他の患者等との接触を防止
- 職員や面会者を介した院内感染防止対策の強化
 - ・職員：勤務前に検温を実施（R2/3/6～）
 - ・面会者：入院患者への面会の禁止・制限（R2/3/9～）
- 院内感染対策委員会を随時開催し、最新情報に基づく適切な院内感染対策を実施
- 各病院におけるマスク等の在庫状況を病院局で定期的に確認し、不足する病院があれば、病院間で在庫を調整（R2/3/11～）
- 各県立病院における外来患者来院時の感染拡大防止策の見直しを実施（R2/4/17～）

◆ 議会事務局

- 議員の登庁前検温等の体調チェックの実施、発熱・咳等の風邪症状がある場合の登庁自粛及び登庁時のマスク着用の徹底（R2/4/16～）

◆ 警察本部

(1) 県民向け対策

- 警察施設における感染防止対策（消毒液の設置、ドアノブ等のアルコール除菌清掃、ビニールカーテン等仕切り導入等）
- 運転免許更新手続きの延長措置
- 繁華街におけるパトロールの強化
- 来庁時の感染防止、新型コロナウイルス感染症に便乗した関連犯罪被害防止の広報（県警ホームページ、新聞、テレビを通じた広報を実施）

(2) 勤務体制

- サテライトオフィスの運用（執務室の分散による感染拡大防止対策）

◆ 知事部局、教育庁、企業局、病院局、議会事務局、人事委員会事務局、県警察、監査委員事務局、労働委員会事務局

- 在宅勤務、時差出勤、職員の体温測定等の実施

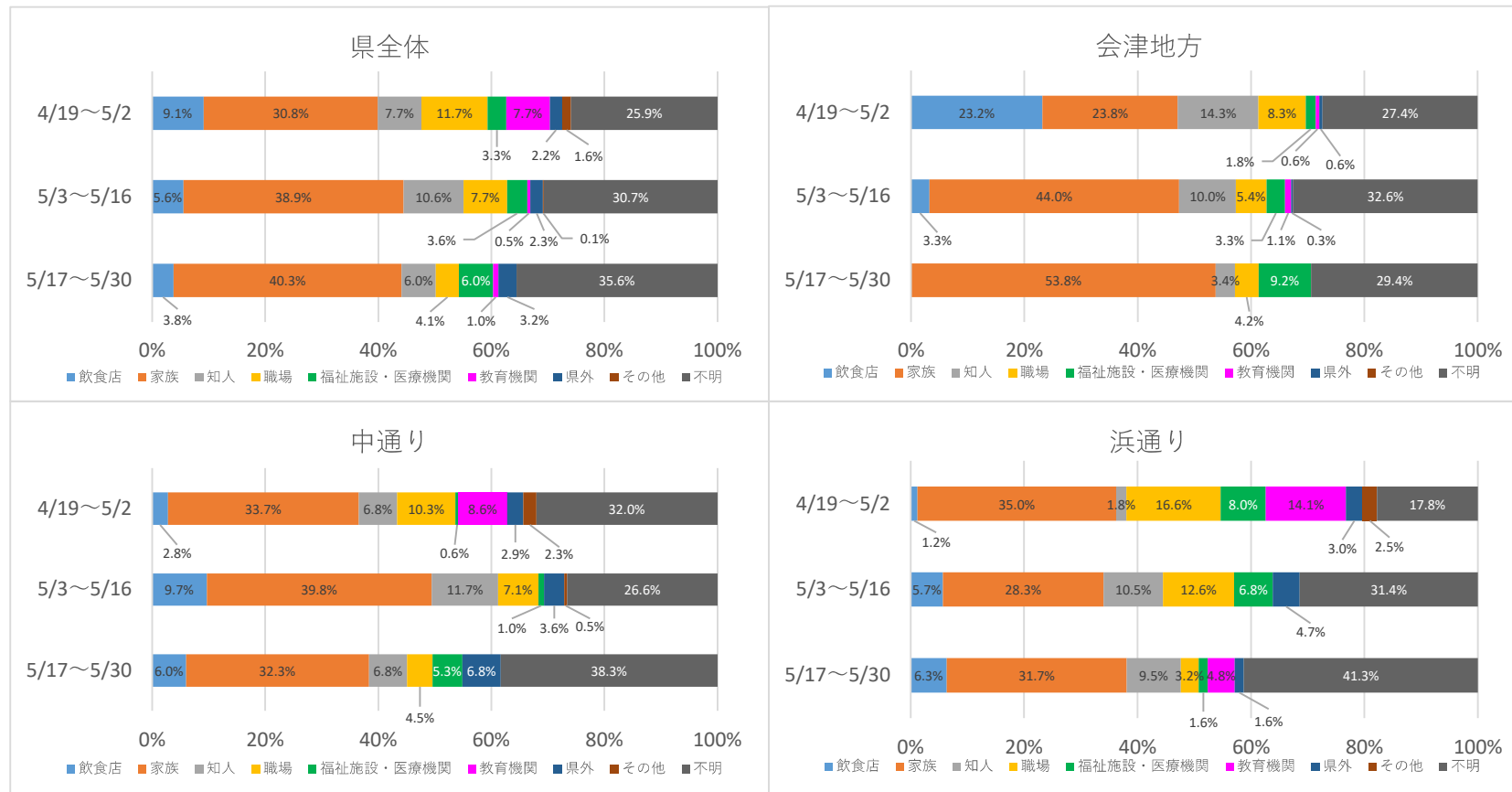
福島県内の新型コロナウイルス感染経路の傾向

※暫定版

資料 4

【令和3年4月19日～5月30日判明分（二週間毎の傾向）】

推定感染源別割合



- ・ 5月下旬は、県全体で感染経路不明が3割を超え、家族内での感染が4割を占めている。
- ・ 会津地方では、飲食店由来は減少し、家庭内での感染が5割を超えている。
- ・ 中通り・浜通りでは、飲食店由来の感染が継続して報告されている。

事例1 職場（場面の切り替わり）での感染事例（1）

普段は職場において常時マスク着用で勤務していたが、職場の喫煙所で喫煙中に同僚と会話することがあった。喫煙所を利用する複数の同僚の陽性が判明し、その後に感染が確認された。



事例2 職場（場面の切り替わり）での感染事例（2）

密にならない職場環境で、勤務中に同僚との会話はほとんど無いが、定時の休憩時に同僚とお茶を飲みながら会話することがあった。同僚の陽性が判明し、その後に感染が確認された。



事例3 家族・親戚での感染事例

体調不良を訴える者（後に陽性判明）がいたが、親戚が集まり食事を一緒にとり、居合わせたほとんどが感染した。普段からよく会う親戚であったため、体調不良にも感染を疑わず、感染が拡大した。（法事の集まりでの会食や、農作業の繁忙期での集まりの際の休憩など、様々な場面が考えられ注意が必要。）

事例4 旅行での感染事例

咳症状が見られたが、花粉症によるものと思い感染を疑わなかった。以前より計画していた友人との日帰り旅行に参加し、友人に感染させた。移動中の車の中ではマスクなしで過ごすなど、友人であることに油断し、感染防止対策が不十分となった。



4 月以降の主な感染事例（再掲）

（R3.5.20 福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議資料より）

< ① 飲食店を起因とした感染 >

★ お酒を提供する飲食店を利用した客の感染が確認された。複数の飲食店を利用しており、飲食を供にした仲間や利用した飲食店従業員からも感染が確認され、約 20 人となった。さらに、従業員等のそれぞれの家族に波及した。

★ お酒を提供する飲食店の従業員が感染。従業員を起点に利用客や他の従業員、家族へ感染。従業員が同居する高齢者にも感染が及んだ事例も見られた。

< ② 家族・親戚での会食等における感染 >

★ 感染者が症状出現前日に親戚が集まる会食に参加。参加した親戚のほとんどの感染が確認された。

★ 感染者が症状出現前日に知人家族ら 10 人程度の会食に参加。会食時は全員マスクなし。その後、参加者全員の感染が確認された。参加者に子供もいて、その友人にも感染が拡大。

< ③ バーベキューやゴルフなど屋外レジャーでの感染 >

★ 県外陽性者を含む親族十数人でバーベキューを実施し 6 人が感染。連休中のバーベキューによる感染事例はこの他に 5 例（計 6 例）発生。

★ 知人 4 人で連休中にゴルフを実施し 3 人が感染。プレー中はマスクを外すほか、プレー後に飲食。



※上記は県内の感染事例の一部であるが、これらの中にも高齢者施設や医療機関の職員が含まれている事例が見られる。

（R3.5.28 福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議資料より）

○体調に異変がある場合は**早めの受診**をしましょう。

★ **事例 1** 濃厚接触者として検査し、陽性が判明。すでに数日前より発熱・咳等の症状があったが受診していなかった。すぐに家族の検査をしたところ、家族全員が陽性となった。

○症状がある場合は**無理に出勤をしない**ようにしましょう。

★ **事例 2** 喉の痛みを感じていたが、熱はないため勤務を数日間継続。症状が継続するため受診し陽性が判明。その間に職場の同僚が感染し、さらにその家族や知人等に拡がった。

新型コロナワクチンの接種状況について(6月4日現在)

1 接種実績【累計】（令和3年6月3日まで）

(単位：回、％)

区分		優先接種				優先接種 以外	計
		医療従事者	基礎疾患 保有者	高齢者	高齢者施設 従事者		
(想定される対象者数)		(約7万人)		(約58万人)	(約4万人)		(約158万人) ※16歳以上
総接種回数		117,984	595	162,789	13,043	759	295,170
	うち 1 回目接種	66,357	591	145,917	10,036	433	223,334
	(接種率)	(94.8)		(25.2)	(25.1)		(14.1)
	うち 2 回目接種	51,627	4	16,872	3,007	326	71,836
	(接種率)	(73.8)		(2.9)	(7.5)		(4.5)

注 1：ワクチン接種円滑化システム（V-SYS）（17時時点）の情報を集計したもの。
ただし、高齢者及び高齢者施設従事者は一部聞き取りによる。

注 2：医療従事者等優先接種開始日 令和3年3月 4 日（木）

注 3：高齢者等接種開始日 令和3年4月12日（月）

2 最近の国の動き

- 6 月 21 日から企業や大学等において職域（学校等を含む）単位でワクチンの接種が可能とされた。（令和 3 年 6 月 1 日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）
- 6 月 1 日、高齢者以外のワクチンに関して、7 月 5 日以降 2 週間毎に全国で 1 万箱程度が配分されることが示された。

3 県の対応

- 「職域接種」に関し詳細が示されていないことから、国の動向を注視するとともに、今後の対応について検討を進める。
- 高齢者接種の計画の前倒しに向け、以下の取組みを実施している。
 - ① 県立医大と後期研修医等の派遣の調整を実施
 - ② 県看護協会（ナースセンター）に依頼し、潜在看護師に市町村の求人情報をあっ旋
 - ③ 集団接種会場として県有施設を貸与 など
- 個別に協力の申出のあった医師については、必要とする自治体とのマッチングを実施している。

会津若松市の感染状況等と対策について

資料 6-1

令和 3 年 6 月 4 日 福島県新型コロナウイルス感染症対策本部

- 会津若松市の「10万人当たりの1週間の新規陽性者数」、会津・南会津医療圏の「確保病床の使用率」は、「ステージ3」の水準に入り、更に減少（低下）傾向にある。
- 県全体の「10万人当たりの1週間の新規陽性者数」、「確保病床の使用率」ほか病床のひっ迫具合を示す指標も引き続き改善傾向にある。

会津若松市

<10万人当たりの1週間の新規陽性者数>

■ 令和 3 年 5 月 2 7 日 2 9 . 2 1 人
 ■ 令和 3 年 6 月 3 日 2 1 . 7 0 人

↓ 7.51人
減少

⇒ ステージ3の水準に入り、更に減少傾向

<確保病床の使用率【会津・南会津医療圏】>

■ 令和 3 年 5 月 2 7 日 6 9 . 8 %
 ■ 令和 3 年 6 月 3 日 4 6 . 5 %

↓ 23.3%
低下

⇒ ステージ3の水準に入り、更に低下傾向

福島県全体

<10万人当たりの1週間の新規陽性者数>

■ 令和 3 年 5 月 2 7 日 7 . 7 5 人
 ■ 令和 3 年 6 月 3 日 4 . 3 9 人

↓ 3.36人
減少

⇒ ステージ2の状態

<確保病床の使用率>

■ 令和 3 年 5 月 2 7 日 4 9 . 2 %
 ■ 令和 3 年 6 月 3 日 3 2 . 1 %

↓ 17.1%
低下

⇒ ステージ3の状態から更に低下傾向

会津若松市における感染対策：「集中対策」から「重点対策」へ

- 会津若松市では、新規陽性者数が下げ止まりの傾向にあった5月下旬から減少し、ステージを判断する指標に改善傾向が認められることに加え、県全体での医療提供体制の負荷が軽減してきている状況から、予定どおり6月7日で会津若松市での「集中対策」を終了、県内全域で「重点対策」を継続する。

福島県新型コロナウイルス感染症重点対策

資料6-2

令和3年5月28日 福島県新型コロナウイルス感染症対策本部

緊急特別対策への御協力のおかげで感染状況は改善しつつあります。
一方で、**家庭内感染**や**感染経路不明**の割合が増加しているなど予断を許しません。
感染の再拡大を防止するため、以下の重点的な対策を行います。

対策期間

令和3年6月1日（火）～30日（水）

県民の皆さまへ特にお願ひします

1

一人ひとり基本的な感染対策を徹底しましょう。



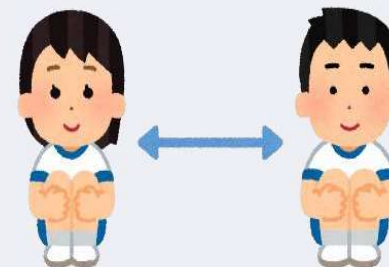
外出時や会話
するときには、
マスクを着用
しましょう。



こまめな**手洗い**、
手指消毒を
徹底しましょう。



窓を開けるなど
して、
こまめに換気を
しましょう。



人との間隔は、
できるだけ2m
（最低1m）取
りましょう。

2

感染リスクの高い行動は控えましょう。

○緊急事態措置区域等の感染拡大地域との
不要不急の往来を控えましょう。



○飲食は、感染防止対策を徹底し、
少人数、短時間、いつも一緒にいる人と行いましょう。

※感染対策が徹底されていない飲食店の利用は控えてください。



○体調に異変がある場合は**早めの受診**をしましょう。

事例 1

濃厚接触者として検査し、陽性が判明。すでに数日前より発熱・咳等の症状があったが受診していなかった。すぐに家族の検査をしたところ、家族全員が陽性となった。

○症状がある場合は**無理に出勤等**をしないようにしましょう。

事例 2

喉の痛み等を感じていたが、熱はないため勤務を数日間継続。症状が継続するため受診し陽性が判明。その間に職場の同僚が感染し、さらにその家族や知人等に拡がった。

施設管理者・事業者の皆さまへ特にお願ひします

全ての事業者

- 業種別ガイドライン等に基づく感染防止対策の徹底をお願いします。
- テレワークやウェブ会議などを活用した外出機会の縮減をお願いします。

大学・専門学校

- 感染リスクの高い行動を控えるよう、学生への注意喚起をお願いします。

小・中・高等学校等

- 学習活動や部活動での感染防止対策の徹底をお願いします。

医療機関、高齢者・障がい（児）者施設

- 感染防止対策に見落としがないか、改めて確認をお願いします。

県の対応 (継続対応)

- 感染防止ステッカー配布済飲食店を調査し、適切な感染防止対策を確認した店舗に対し、認定ステッカーを交付します（「ふくしま感染防止対策認定店」制度）。
- 高齢者・障がい（児）者施設で感染拡大が見られる地域については、地域に所在する施設職員等にPCR検査を実施します。

自分自身と大切な人の命を守るために

県内においても、従来株より感染しやすい可能性が指摘されている変異株の感染が拡大しています。

感染の急拡大による医療提供体制の崩壊を防ぐため、感染の再拡大が見られた場合には、いち早く徹底的に感染を抑え込むため、より強い措置が必要となります。

県民の皆さまの御協力をお願いいたします。

福島県新型コロナウイルス 感染拡大防止対策

(令和 3 年 6 月 4 日改定)

区 域 : 福島県全域
重 点 対 策 : 令和 3 年 6 月 1 日から
令和 3 年 6 月 3 0 日まで

福島県

1. 重点対策

(1) 県民の皆さまへ

一人ひとり基本的な感染対策の徹底

- 外出時や会話時のマスクの着用
- こまめな手洗い・手指消毒の徹底
- こまめな換気
- ソーシャルディスタンスの確保

感染リスクの高い行動を控える

- 緊急事態措置区域等の感染拡大地域との不要不急の往来を控えること。
- 飲食は、感染防止対策を徹底し、少人数、短時間、いつも一緒にいる人で行うこと。
- ※ 感染対策が徹底されていない飲食店の利用は控えること。
- 体調に異変がある場合は早めに受診すること。
- 症状がある場合は無理に出勤等をしないこと。

(2) 施設管理者・事業者の皆さまへ

- 全ての事業者
業種別ガイドライン等に基づく感染防止対策を徹底すること。
テレワークやウェブ会議を活用して外出機会の縮減を図ること。
- 大学・専門学校
感染リスクの高い活動を控えるよう、学生への注意喚起を徹底すること。
(例：大人数での飲み会、感染防止対策が徹底できないサークル活動、感染拡大地域への旅行や帰省など)
- 小・中・高等学校等
学習活動や部活動での感染防止対策を徹底すること。
- 医療機関、高齢者・障がい（児）者施設
感染防止対策に見落としがないか、改めて確認すること。
・チェックリスト等に基づく自主点検 ・職員一人一人の対策 など。

2

2. 基本的な対応方針

(1) 「新しい生活様式」の定着等に向けた協力依頼

ア 日々の暮らしの感染対策

- ・「3つの密」（密閉・密集・密接）を徹底的に回避すること。
- ・感染防止対策（手指消毒、状況に応じたマスク着用、大声を避ける、十分な換気、人と人との距離の確保など）を徹底すること。
- ・感染リスクが高まる「5つの場面」（別紙1参照）や「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」（別紙2参照）に留意すること。
- ・業種別ガイドライン等を遵守している施設等を利用すること。
- ・感染が拡大している地域から帰省・移動した家族や友人、最近こうした地域を訪問した方等と一緒に過ごす場合は、屋内（家庭）等においてもマスクの着用や換気などの対策に注意すること。
- ・「接触確認アプリCOCOA」を活用すること。
- ・発熱または風邪の症状がある場合は無理せず自宅で療養すること。
- ・体調に異常を感じたときはかかりつけ医や「受診・相談センター」に相談すること。

3

イ 職場における感染対策

- ・体調が悪い場合は出勤しない、させないこと。
- ・在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組等を推進すること。
- ・感染防止のための取組（手洗いや手指消毒、咳エチケット、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、出張による従業員の移動を減らすためのウェブ（テレビ）会議の活用、昼休みの時差取得、社員寮等の集団生活の場での対策等）を徹底すること。
- ・「三つの密」や「感染リスクが高まる「5つの場面」」等を避ける行動を徹底するよう、実践例も活用しながら促すこと。
- ・特に職場での「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室等）に注意するよう周知すること。
- ・業種別ガイドライン等を実践すること。

4

ウ 移動に関する感染対策

〈県外に移動する場合の注意事項〉

- ・発熱等の症状がある場合は、都道府県をまたぐ移動や外出を控えること。
- ・移動先（地域）の感染状況を十分に確認すること。
- ・3密となるような場所には近づかない、感染防止対策が徹底されていない施設等を利用しない、マスク着用等の感染防止対策を徹底するなど、細心の注意を払った上で、より一層慎重に行動すること。

〈感染が拡大している地域に移動する場合の注意事項〉

- ・移動の必要性を慎重に判断すること。
- ・3密や大声を出す場面、会食や宴会などの感染の広がりが見られるような場所への訪問は控えること。
- ・接触確認アプリの活用や移動後2週間の行動歴の記録など、感染拡大のリスクを最小限にするための取組を行うこと（こうした地域から家族が帰省する場合等を含む）

5

(2) 施設に対する協力依頼 等

- ア クラスターの発生を未然に防止するため、全ての事業者や業界団体において、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドラインや「施設に応じた感染拡大を予防するための工夫（例）」等に基づく、感染防止対策を確認し徹底すること。
- イ 接触確認アプリのダウンロードを従業員や利用者に促すこと。
- ウ 「新型コロナウイルス感染防止対策取組ステッカー」や「新しい生活様式実践ポスター」を活用すること。
- エ クラスターなどが発生し感染経路の追跡が困難な場合には、必要により感染症法に基づき店舗等の名称を公表して感染拡大防止の徹底を促す。

6

(3) イベント等に関する協力依頼（6月末まで）

ア 収容率及び人数上限の目安

イベント主催者及び施設管理者の双方において、イベント開催制限の緩和に伴うリスクを軽減するための措置が「業種別ガイドライン」により担保され、かつ、感染防止の取組が公表されている場合には、収容率及び人数上限を緩和する（詳細は別紙3から7のとおり）。

- ① 収容率要件については、大声での歓声、声援等がないことを前提としうるイベント（クラシック音楽コンサート等）を100%以内、大声での歓声、声援等が想定されるイベント（ロック・ポップコンサート等）を50%以内とする現行制度を維持した上で、飲食を伴うが発声がないもの（映画館等）は、追加的な感染防止策を前提に100%以内とする。マスク常時着用、大声禁止等の担保条件が満たされていない催物は、引き続き、50%以内とする。
- ② 人数上限は、収容人数の50%（収容人数10,000人以下の場合は5,000人）として上限を設定する。

イ 事前相談

全国的な移動を伴うイベントまたはイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントの開催を予定する場合には、施設管理者またはイベント主催者は、開催要件等について県に事前相談すること。

7

ウ 地域の行事、全国的・広域的なお祭り、野外フェス等

- ・全国的又は広域的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困難なものについては、引き続き、中止を含めて慎重に検討すること。具体的には、催物を開催する場合については、十分な人と人との間隔（1 m）を設けることとし、当該間隔の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断すること。なお、別紙7の条件がすべて担保される場合には、開催可能とする。
- ・地域で行われる盆踊り等、全国的又は広域的な人の移動が見込まれない行事であって参加者がおおそ把握できるものについては、6月19日以降は人数制限が撤廃されていることに留意すること。
- ・開催する場合には、適切な感染防止策（例えば、発熱や感冒症状がある者の参加自粛、三密回避、十分な人と人との間隔の確保（1 m）、行事の前後における三密の生ずる交流の自粛、手指の消毒、マスクの着用等）を講ずること。
- ・イベントの主催者等は、参加者の名簿を作成して連絡先等を把握しておくこと。また、参加者に接触確認アプリの活用を促すこと。

8

3. 県内の感染状況に応じた対応

国の新型コロナウイルス感染症対策分科会の提言「感染再拡大（リバウンド）防止に向けた指標と考え方に関する提言（令和3年4月15日）」（以下「分科会提言」という。）を参考に感染拡大を防ぐため、次により対応する。

ステージⅠ・Ⅱにおける対応

ステージⅠ及びステージⅡにおいては、分科会提言の指標のうち、特に「新規陽性者数」と「病床の使用率」を注視しながら、県内の感染状況がステージⅢの水準に達しないよう、以下の対策を講じる。

- ・新しい生活様式の普及・啓発及びガイドラインに基づく感染防止対策の徹底
 - ・医療提供体制と検査体制の強化
 - ・感染者の早期発見とクラスターの未然防止
 - ・感染拡大の傾向がみられる場合には、県民・事業者に向けて注意喚起
- また、感染の状況に応じて、機動的にステージⅢの対策を講じる。

ステージⅢ・Ⅳにおける対応

ステージⅢ又はステージⅣへの移行は、分科会提言の指標を参考に総合的に判断する。具体的な対応については、分科会提言に示されているそれぞれのステージで講ずべき施策を参考に、外出自粛の要請や施設の使用制限の協力要請等を含め検討する。

9

ステージⅠ

医療提供体制に特段の支障がない段階

医療提供体制に特段の支障を及ぼさない感染の水準にある状況であり、特に地方部では感染者が散発的にしか発生しない状況である。

ステージⅡ

感染者の漸増及び医療提供体制への負荷が蓄積する段階

3密環境などリスクの高い場所でクラスターが度々発生することで、感染者が漸増し、重症者が徐々に増加してくる。このため、保健所などの公衆衛生体制の負荷も増大するとともに、新型コロナウイルス感染症に対する医療以外の一般医療も並行して実施する中で、医療提供体制への負荷が蓄積しつつある。

12頁の取組
を実施

ステージⅢの指標
(上昇局面ではより積極的に)

ステージⅢの指標
(下降局面ではより慎重に)

ステージⅢ

感染者の急増及び医療提供体制における大きな支障の発生を避けるための対応が必要な段階

ステージⅡと比べてクラスターが広範に多発する等、感染者が急増し、新型コロナウイルス感染症に対する医療提供体制への負荷がさらに高まり、一般医療にも大きな支障が発生することを避けるための対応が必要な状況。

ステージⅢで
講ずべき施策
(13頁)
を実施

ステージⅣの指標
(上昇局面ではより積極的に)

ステージⅣの指標
(下降局面ではより慎重に)

ステージⅣ

爆発的な感染拡大及び深刻な医療提供体制の機能不全を避けるための対応が必要な段階

病院間クラスター連鎖などの大規模かつ深刻なクラスター連鎖が発生し、爆発的な感染拡大により、高齢者や高リスク者が大量に感染し、多くの重症者及び死亡者が発生し始め、公衆衛生体制及び医療提供体制が機能不全に陥ることを避けるための対応が必要な状況。

ステージⅣで
講ずべき施策
(14頁)
を実施

10

ステージ判断のための指標

	医療提供体制等の負荷				感染の状況		
	①医療の逼迫具合 ^{注1}			②療養者数 ^{注2}	③PCR陽性率 ^{注3}	④新規陽性者数 ^{注4}	⑤感染経路不明割合
	入院医療		重症者用病床				
ステージⅢの指標	確保病床の使用率 20%以上	入院率 40%以下	確保病床の使用率 20%以上	20人 /10万人以上	5%以上	15人 /10万人/週以上	50%以上
ステージⅣの指標	確保病床の使用率 50%以上	入院率 25%以下	確保病床の使用率 50%以上	30人 /10万人以上	10%以上	25人 /10万人/週以上	50%以上

注1 医療の逼迫具合に関しては、一般医療と両立可能な最大限の病床を確保し、医療提供体制を強化することが前提である。確保病床とは、病床・宿泊療養施設確保計画において一般医療と両立可能な範囲で最大限確保した病床であり、当該計画における最終フェーズまでに、新型コロナウイルス感染症患者の受入れ要請があれば、患者受入れを行うことについて医療機関と調整済みの病床をいう。入院率とは療養者数に対する入院者数の割合をいう。入院率については、感染拡大に伴い療養者数が増加すると、入院できない自宅療養者数等が増加することとなり、入院者に対する療養者数が増加することから、医療の逼迫状況を把握するための指標として用いるものである。このため、入院率の指標については療養者数が人口10万人あたり10人以上の場合に適用する。また、新規陽性者が、発生届が届け出られた翌日までに療養場所の種別が決定され、かつ入院が必要な者が同日までに入院している場合には入院率を適用しない。これらの指標以外にも、大都市圏については、医療提供体制の負荷を見るための指標として救急搬送困難事例、監視体制を見るための指標として発症から診断までの日数についても参考指標として確認する。

注2 療養者数とは入院者数及び自宅・宿泊療養者数等を合わせた数をいう。ただし、地域によっては、変異株の影響により療養期間が2週間以上と長くなることも見られることから、療養者数の指標については弾力的に判断する必要がある。なお、今後、療養者数等の指標の目安を変更する場合には、感染性と関係すると思われるPCR検査のct値も参考に検討する必要がある。

注3 PCR陽性率については、増加速度についても注意を払うこと。

注4 新規陽性者数については、日々の入手可能性を踏まえつつ、発症日での検討結果も考慮するとともに、若年層や高齢者など年齢階層別新規陽性者数の動向も注視することが重要である。特に20-30歳代の新規陽性者数は先行指標として重要である。

11

①ステージに関わらず講ずべき施策

参考資料

出典：新型コロナウイルス感染症
対策分科会提言(4/15)抜粋

感染防止策

【対国民】適切な感染対策の徹底及び協力意識の再醸成に向けた情報発信

- 「三密」、「感染リスクが高まる「5つの場面」(特に飲食の場面等)等の徹底回避の周知。
- 季節の恒例行事に関する注意喚起。
- 旅行等、県をまたぐ移動は、基本的な感染防止策を徹底し、できるだけ小規模分散。

【対事業者等】

- ガイドライン遵守の徹底。(飲食店におけるアクリル板の設置又は対人距離の確保、マスク着用、手指消毒、換気の徹底等)
 - ガイドラインや認証制度等の取組の強化。
- 感染リスク等を踏まえた重点的な検査。(感染拡大地域における高齢者施設等の従業員の定期検査等)
- 感染拡大の予兆を認知するための疫学情報の分析やモニタリング検査の実施及びアプリの活用も含めた健康管理の徹底等。
- 上記により感染拡大の予兆が認知された場合
 - 当該エリア等における注意喚起や重点的な検査等感染防止策の強化。
 - 積極的疫学調査による感染源や感染経路の推定。
- さらに感染の拡大がみられる場合
 - 24条9項に基づく飲食店等への営業時間短縮要請。(時間帯等は都道府県知事が判断)
 - 特定の地域で感染の急拡大がみられる場合は、ステージⅡであっても「まん延防止等重点措置」の活用を検討。
- テレワークの推進。
- 症状がある場合の休暇取得及び受診促進のための環境整備。
- 感染の状況に応じたイベント開催制限。

公衆衛生体制

- 人材や物資(PPE等)の確保及びワクチン接種の促進。
- 積極的疫学調査の徹底による感染源の封じ込めなどの着実な実行のための効率的な保健所業務執行への支援。
(人材の更なる雇用、民間への外部委託、都道府県と域内の保健所設置区市との合同対策本部による人材の機動的な配置等)
- 変異株スクリーニング検査・ウイルスゲノム解析の促進及び国立感染症研究所の迅速な分析による変異株の監視体制の更なる強化。
- 医療機関及び高齢者施設等において感染が疑われる者が発生した場合の迅速な検査及び院内・施設内感染発生時の迅速な支援。
- 医療機関及び高齢者施設等におけるアプリの活用も含めた健康管理の徹底等。

医療提供体制

- 宿泊療養施設、入院患者受入病床の体制整備、感染者急増時の緊急的な対応方針の見える化及び状況に応じた見直し。

その他の重要事項

- 感染防止策の進化。(AIシミュレーション、飛沫シミュレーション、新技術導入)
- ガイドラインの遵守についての働きかけ・見回りの強化。
- 水際対策の適切な実施。
- 偏見・差別等への対応、感染対策に配慮した療養者や施設入居者の見舞い、尊厳ある看取りと葬儀の実施、社会課題への対応等。
- 雇用・事業・生活を守るための感染状況に応じた必要な経済・雇用対策の実施。

12

②ステージⅢで講ずべき施策の提案(※①の徹底に加えて実施)

参考資料

出典：新型コロナウイルス感染症
対策分科会提言(4/15)抜粋

感染防止策

【対国民】

- 都道府県独自の強い警戒メッセージの発出。
- 飲食の場面を中心に季節の恒例行事等を極力控えることや不特定多数が集まる混雑の徹底回避の周知。
- 感染防止策が徹底できない場合における、感染が拡大している圏域との往来自粛の要請。
- ガイドライン非遵守店(特に、アクリル板の設置又は対人距離の確保が守られていない店等)を利用しないよう呼びかけ。

【対事業者等】

- 24条9項に基づく飲食店等への営業時間短縮要請。(必要に応じ適用区域の拡大や時間帯の強化等)
- 「まん延防止等重点措置」の活用。

(法令事項)

- 当該エリアの飲食店及びカラオケ店等に対する時短要請。(時間帯の強化等)
- 飲食店等に対し、マスク着用等感染防止策を実施しない者の入場禁止、アクリル板の設置又は対人距離の確保、マスク会食等の周知等を要請。
- 利用者に対して営業時間短縮が要請されている時間帯・業態にみだりに出入りしないことを要請。

(他の政策パッケージ)

- 自治体による営業時間短縮要請やガイドラインの遵守※についての働きかけ・見回りの強化。
- 自治体による飲食街等の感染リスクが高い場所における重点的な検査や高齢者施設等における頻回検査の実施。
- 自治体から住民に対し混雑している場所や時間を避けて行動するよう要請。
※特にアクリル板の設置又は対人距離の確保、マスク着用、手指消毒、換気の徹底等。

- クラスター対策、特に院内・施設内感染対策の更なる強化。
- テレワークの徹底。
- 感染状況に応じた厳格なイベント開催制限。

公衆衛生体制

- 積極的疫学調査・クラスター対策等の保健所機能の維持のための支援。
- 保健所への人材の派遣・広域調整。
- 保健所機能を強化し、できる限り、積極的疫学調査・クラスター調査等を継続。
- 飲食街等の感染リスクが高い場所における重点的な検査や高齢者施設等における頻回検査の実施。(再掲)

医療提供体制

- 感染者急増時の緊急的な対応方針に沿った病床、宿泊療養施設の追加確保等。臨時の医療施設の準備・適宜開設・運用開始。
- 都道府県域を超えた患者受入れ調整。(広域搬送)
- 宿泊療養、自宅療養の適切な実施。

その他の重要事項

- 営業時間短縮要請やガイドラインの遵守についての働きかけ・見回りの強化。(再掲)

13

感染防止策

- 全国的にまん延のおそれがある場合等には「緊急事態宣言」を検討。

【対国民】

- 不要不急の外出自粛の要請。
- 飲食の場面を中心に季節の恒例行事等の自粛要請。
- 不要不急の都道府県間の移動や、感染が拡大している地域への不要不急の移動は極力控えるよう呼びかけ。

【対事業者等】

- 45条2項等に基づく飲食店への営業時間短縮要請。（適用区域の拡大・時間帯の強化等）
- 飲食店以外の政令11条1項の施設への営業時間短縮等の働きかけ。
- 「出勤者数の7割削減」を目指したテレワーク等の徹底。
- イベント開催要件の更なる厳格化。人数管理が困難なイベントの自粛呼びかけ等。

公衆衛生体制

- 保健所機能の維持のための更なる支援。（国や他の都道府県への人材派遣の要請等）
- 感染状況と保健所の負荷を勘案した上で、やむを得ない場合には、重症化リスクを踏まえた積極的疫学調査・クラスター対策等の重点化。

医療提供体制

- 一般医療を制限することには限界があることに留意しつつ、入院治療が不可欠な方への医療提供を確保する等の感染者急増時の対応。
（高齢者等のハイリスクではあるものの軽症・無症状である者への宿泊療養の開始も検討）
- 臨時の医療施設の運用・追加開設。

その他の重要事項

- 営業時間短縮要請やガイドラインの遵守について、個別施設への働きかけ強化。

感染リスクが高まる「5つの場面」

【別紙1】

感染リスクが高まる「5つの場面」

場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。
また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- 特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。



場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事に比べて、感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



場面③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、昼カラオケなどでの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。



場面④ 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。



場面⑤ 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まる可能性がある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。



感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫

＜利用者＞

- ・飲酒をするのであれば、①少人数・短時間で、
②なるべく普段一緒にいる人と、
③深酒・はしご酒などはひかえ、適度な酒量で。
- ・箸やコップは使い回さず、一人ひとりで。
- ・座の配置は斜め向かいに。（正面や真横はなるべく避ける）
（食事の際に、正面や真横に座った場合には感染したが、斜め向かいに座った場合には感染しなかった報告事例あり。）
- ・会話する時はなるべくマスク着用。（フェイスシールド・マウスシールド※1はマスクに比べ効果が弱いことに留意が必要※2。）
※1 フェイスシールドはもともマスクと併用し眼からの飛沫感染防止のため、マウスシールドはこれまで一部産業界から使われてきたものである。
※2 新型コロナウイルス感染防止効果については、今後さらなるエビデンスの蓄積が必要。
- ・換気が適切になされているなどの工夫をしている、ガイドライン★を遵守したお店で。
- ・体調が悪い人は参加しない。

＜お店＞

- ・お店はガイドライン★の遵守を。
（例えば、従業員の体調管理やマスク着用、席ごとのアクリル板の効果的な設置、換気と組み合わせた適切な扇風機の利用などの工夫も。）
 - ・利用者に上記の留意事項の遵守や、
接触確認アプリ（COCOA）のダウンロードを働きかける。
- ★従業員で感染者が出たある飲食店では、ガイドラインを遵守しており、窓を開けるなど換気もされ、客同士の間隔も一定開けられていたことから、利用客（100名超）からの感染者は出なかった。
- 【飲酒の場面も含め、全ての場面でこれからも引き続き守ってほしいこと】
- ・基本はマスク着用や三密回避。室内では換気を良くして。
 - ・集まりは、少人数・短時間にして。
 - ・大声を出さず会話はできるだけ静かに。
 - ・共用施設の清掃・消毒、手洗い・アルコール消毒の徹底を。

16

感染状況に応じたイベント開催制限等について

【別紙3】

	収容率※4	人数上限※4	営業時間 短縮
緊急事態宣言 対象地域	無観客開催（社会生活の維持に必要なものを除く。）		
まん延防止等 重点措置	大声なし※1 100%以内	（まん延防止等重点措置の都道府県） 5,000人	都道府県の 判断
その他都道府県	大声あり※2 50%以内	5,000人 又は 収容定員50%以内 のいずれか大きい方※3	なし

※1 大声での歓声、声援等がないことを前提とする場合。

※2 大声での歓声、声援等が想定される場合等。異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限り。）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

※3 施設の使用制限は、収容率要件など、必要な感染防止策を働きかける（人数上限なし）。

※4 収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度（両方の条件を満たす必要）。

17

イベント開催時の必要な感染防止策①

【別紙4】

(1) 徹底した感染防止等 (収容率50%を超える催物を開催するための前提)		
①	マスク常時着用の担保	・マスク着用状況を確認し、個別に注意等を行い、マスクの常時着用を求める。 *マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布・販売を行い、マスク100%を担保。
②	大声を出さないことの担保	・大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの。 *隣席の者との日常会話程度は可(マスクの着用が前提) *演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離を確保(最低2m)
(2) 基本的な感染防止等		
③	①～②の奨励	・①～②は、イベントの性質に応じて可能な限り実行(ガイドラインで定める) *マスク着用状況が確認でき、着用していない場合は個別に注意等を行うこと *大声を出す者がいた場合等、個別に注意等を行うこと(例:スポーツイベント等ではラッパ等の鳴り物を禁止すること等)
④	手洗	・こまめな手洗の奨励
⑤	消毒	・主催者側による施設内(出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所等)のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒
⑥	換気	・法令等を遵守した空調設備の設置、こまめな換気
⑦	密集の回避	・入退場時の密集回避(時間差入退場等)、待合場所等の密集回避 *必要に応じ、人員の配置、導線の確保等の体制を構築するとともに、入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、収容人数を制限
⑧	身体的距離の確保	・大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離の確保。具体的には、同一の観客グループ間(5名以内に限る。)では座席を空けず、グループ間は1席(立席の場合1m)空ける。 ・演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保 ・混雑時の身体的距離を確保した誘導、密にならない程度の間隔(最低限人と人とが触れ合わない程度の間隔)

参考資料

基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について(令和3年2月26日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡)

18

イベント開催時の必要な感染防止策②

(2) 基本的な感染防止等 (続き)		
⑨	飲食の制限	・飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限 ・休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底 ・過度な飲酒の自粛 ・食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、収容率が50%を超える場合、飲食可能エリア以外(例:観客席等)は原則自粛。 (発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保、会話が想定される場合の飲食禁止、十分な換気等、一定要件を満たす場合に限り、食事可。)
⑩	参加者の制限	・入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置 *ただし、発熱者・有症状者の入場は断る等のルールをイベント開催前に明確に規定し、当該規定を十分周知している場合は払い戻し不要。
⑪	参加者の把握	・可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・接触確認アプリ(COCoA)や各地域の通知サービスの奨励 *アプリのQRコードを入口に掲示すること等による具体的な促進措置の導入
⑫	演者の行動管理	・有症状者は出演・練習を控える ・演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる ・合唱等、声を発出する演者間での感染リスクへの対処
⑬	催物前後の行動管理	・イベント前後の感染防止の注意喚起 *可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進
⑭	ガイドライン遵守の旨の公表	・主催者及び施設管理者が、業種別ガイドラインに従った取組を行う旨、HP等で公表
(3) イベント開催の共通の前提		
⑮	入退場やエリア内の行動管理	・広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討 *来場者の区画を限定、管理した花火大会などは可。具体的には、①身体的距離の確保、②密集の回避、③飲食制限、④大声禁止、⑤催物前後の行動管理、⑥連絡先の把握等を担保することが求められる。
⑯	地域の感染状況に応じた対応	・大規模イベントは、事前に収容率制限等も含めて都道府県と相談 ・地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応

※上記のうち、基本的な感染防止等が徹底されていない場合、従来の目安(人数上限5,000人又は収容率要件50%のいずれか小さいほう)を原則として、各都道府県が個別のイベント開催について適切に判断すること。

19

- 今後、必要な感染防止策に加え、下記の条件がすべて担保される場合には、イベント中の発声がないことを前提にする催物に限定して、収容率を100%以内にすることができることとする。

具体的な条件（感染防止策）

① 食事時以外のマスク着用厳守	・ 入場時に着用を確認し、必要に応じマスクの配布、販売を実施すること ・ イベント前に飲食時以外のマスク着用徹底を動画上映・アナウンス等で周知すること ・ イベント中の適切な監視体制を構築し、確実なマスク着用を求めること ・ 着用状況を踏まえ、必要に応じ一層の周知を図る
② 会話が想定される場合の飲食禁止	・ 例えば、映画の場合は、発声が想定される場面（例：上映前後・休憩中のシアター内等）での飲食禁止 ・ その他の催物についても、上記の要件に照らし、会話の有無を判断し、会話があり得る場面では飲食禁止を徹底
③ 十分な換気	・ 二酸化炭素濃度1000ppm以下かつ二酸化炭素濃度測定機器等で当該基準を遵守していることが確認できること、または機械換気設備による換気量が30m ³ /時/人以上に設定されておりかつ当該換気量が実際に確保されていること （野外的場合は確認を要しない）
④ 連絡先の把握	・ 可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・ 接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの導入に向けた具体的措置の徹底 ※アプリのQRコードを入口に掲示すること等
⑤ 食事時間の短縮	・ 長時間の飲食が想定される場合は、マスクを外す時間をなるべく短くするため、食事時間短縮のための措置を講ずるよう努めること

参考資料

「来年2月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について」（令和2年11月12日付 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）

各種イベントにおける大声での歓声・声援等がないことを前提とする／想定されるものの例

【別紙6】

大声での歓声・声援等がないことを前提とするものの例	大声での歓声・声援等が想定されるものの例
音楽	音楽
クラシック音楽（交響曲、管弦楽曲、協奏曲、室内楽曲、器楽曲、声楽曲等）、歌劇、楽劇、合唱、ジャズ、吹奏楽、民族音楽、歌謡曲等のコンサート	ロックコンサート、ポップコンサート 等
演劇等	スポーツイベント
現代演劇、児童演劇、人形劇、ミュージカル、読み聞かせ、手話パフォーマンス 等	サッカー、野球、大相撲 等
舞踊	公営競技
バレエ、現代舞踊、民族舞踊 等	競馬、競輪、競艇、オートレース
伝統芸能	公演
雅楽、能楽、文楽・人形浄瑠璃、歌舞伎、組踊、邦舞 等	キャラクターショー、親子会公演 等
芸能・演芸	ライブハウス・ナイトクラブ
講談、落語、浪曲、漫談、漫才、奇術 等	ライブハウス・ナイトクラブにおける各種イベント
公演・式典	※遊園地（いわゆる絶叫系のアトラクション）についても同様の考え方を適用することとし、関係業界における感染拡大予防ガイドライン改訂を呼びかけ
各種講演会、説明会、ワークショップ、各種教室、行政主催イベント、タウンミーティング、入学式・卒業式、成人式、入社式 等	
展示会	
各種展示会、商談会、各種ショー	
※映画館、美術館、博物館、動植物園、水族館、遊園地等についても同様の考え方を適用することとし、関係業界における感染拡大予防ガイドライン改訂を呼びかけ	

参考資料

「来年2月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について」（令和2年11月12日付 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）

（注）・上記は例示であり、実際のイベントが上のいずれに該当するかについては、大声での歓声・声援等が想定されるか否かを個別具体的に判断する必要がある。
・イベント中（休憩時間やイベント前後を含む。以下同じ。）の食事については業種別ガイドラインで制限。また、イベント中の食事を伴うものについては、「大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの」として取り扱わない。

- これまで、全国的・広域的なお祭り、野外フェス等を開催する場合については、「十分な人と人との間隔（1 m）を設けるよう促すこととし、当該間隔の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断すること」とされていたが、必要な感染防止策に加え、下記の条件がすべて担保される場合には、入退場や区域内の行動管理が適切にできるものについて、「十分な人と人との間隔が設ける」ことに該当し、開催可能と明確化。

具体的な条件（感染防止策）

① 身体的距離の確保	・移動時の適切な対人距離の確保（誘導人員の配置等） ・区画あたりの人数制限、ビニールシート等を用いた適切な対人距離の確保
② 密集の回避	・定点カメラ・デジタル技術等による混雑状況のモニタリング・発信 ・誘導人員の配置 ・時差・分散措置を講じた入退場
③ 飲食制限	・飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限 ・休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底 ・過度な飲酒の自粛
④ 大声を出さないことの担保	・大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの。
⑤ 催物前後の行動管理	・イベント前後の感染防止の注意喚起 *可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進
⑥ 連絡先の把握	・可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの導入に向けた具体的措置の徹底 ※アプリのQRコードを入口に掲示すること等

参考資料

「来年2月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について」（令和2年11月12日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）